

昭和二十二年法律第五十四号

昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

目次

- 第一章 総則（第一条・第二条）
- 第二章 私的独占及び不当な取引制限（第一条の二—第七条の九）
- 第三章 事業者団体（第八条—第八条の三）
- 第四章 株式の保有、役員の兼任、合併、分割、株式移転及び事業の譲受け（第九条—第十八条）
- 第五章 不公正な取引方法（第十八条の二—第二十条の七）
- 第六章 差止請求及び損害賠償（第二十一条—第二十三条）
- 第七章 適用除外（第二十一一条—第二十三条）
- 第八章 公正取引委員会
- 第一節 設置、任務及び所掌事務並びに組織等（第二十七一条—第四十四条）
- 第二節 手続（第四十五条—第七十条の十）
- 第三節 雜則（第七十一条—第七十六条）
- 第九章 訴訟（第七十七条—第八十八条）
- 第十章 雜則（第八十九条の二）
- 第十一章 罰則（第八十九条—第一百条）
- 第十二章 犯則事件の調査等（第一百一条—第一百八十八条）

附則 第一章 総則

第一条 この法律は、私的独占、不当な取引制限及び不公正な取引方法を禁止し、事業支配力の過度の集中を防止して、結合、協定等の方法による生産、販売、価格、技術等の不当な制限その他の一切の事業活動の不当な拘束を排除することにより、公正且つ自由な競争を促進し、事業者の創意を發揮させ、事業活動を盛んにし、雇傭及び国民実所得の水準を高め、以て、一般消費者の利益を確保するとともに、国民経済の民主的で健全な発達を促進することを目的とする。

第二条 この法律において「事業者」とは、商業、金融業その他の事業を行ふ者をいふ。事業者の利益のためにする行為を行ふ役員、従業員、代理人その他の者は、次項又は第三章の規定の適用については、これを事業者とみなし。

この法律において「事業者団体」とは、事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体をいい、次に掲げる形態のものを含む。ただし、二以上の事業者の結合体又はその連合体であつて、資本又は構成事業者の出資を有し、當利を目的として商業、工業、金融業その他の事業を営むことを主たる目的とし、かつ、現にその事業を営んでいるものを含まないものとする。

一二以上の事業者が社員（社員に準ずるものとされるものを含む。）である社団法人その他の社団法人その他の財團

二二以上の事業者が理事又は管理人の任免、業務の執行又はその存立を支配している財團

三二以上の事業者を組合員とする組合又は契約による二以上の事業者の結合体

この法律において「役員」とは、理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役若しくはこれらに準ずる者、支配人又は本店若しくは支店の事業の主任者をいう。

この法律において「競争」とは、二以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

二 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

この法律において「私的独占」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他のいかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他の名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共に對価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「不当な取引制限」とは、事業者が、契約、協定その他の名義をもつてするかを問わず、他の事業者と共に對価を決定し、維持し、若しくは引き上げ、又は数量、技術、製品、設備若しくは取引の相手方を制限する等相互にその事業活動を拘束し、又は遂行することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

この法律において「一定の商品」という。並びにこれとその機能及び効用が著しく類似してゐる他の商品

当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似してゐる他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適當でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似してゐる他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超えて、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であることが該当していること。

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。

一 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給すことであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものと。

口 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

の施設又は態様に重要な変更を加えることなく供給することができる商品を含む。）（以下この項において「一定の商品」という。）並びにこれとその機能及び効用が著しく類似してゐる他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）の価額（当該商品に直接課された額とする。）又は国内において供給された同種の役務の価額（当該役務の提供を受ける者に当該役務に關して課される租税の額に相当する額を控除した額とする。）の政令で定める最近の一年間ににおける合計額が千億円を超える場合における弊害があることをいう。

当該一定の商品又は役務に係る一定の事業分野において、次に掲げる市場構造及び市場における弊害があることをいう。

一 当該一年間において、一の事業者の事業分野占拠率（当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似してゐる他の商品で国内において供給されたもの（輸出されたものを除く。）又は国内において供給された当該役務の数量（数量によることが適當でない場合にあつては、これらの価額とする。以下この号において同じ。）のうち当該事業者が供給した当該一定の商品並びにこれとその機能及び効用が著しく類似してゐる他の商品又は役務の数量の占める割合をいう。以下この号において同じ。）が二分の一を超えて、又は二の事業者のそれぞれの事業分野占拠率の合計が四分の三を超えていること。

二 他の事業者が当該事業分野に属する事業を新たに営むことを著しく困難にする事情があること。

三 当該事業者の供給する当該一定の商品又は役務につき、相当の期間、需給の変動及びその供給に要する費用の変動に照らして、価格の上昇が著しく、又はその低下がきん少であることが該当していること。

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。

一 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給すことであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものと。

口 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

ときは、これらの事情を考慮して、前項の金額について政令で別段の定めをするものとする。

この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

イ ある事業者に対し、供給を拒絶し、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限すること。

ロ 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

三 正当な理由がないのに、商品又は役務をその供給に要する費用を著しく下回る対価で継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものと。

四 自己の供給する商品を購入する相手方に、正当な理由がないのに、次のいずれかに掲げる拘束の条件を付けて、当該商品を供給すること。

一 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもつて、商品又は役務を継続して供給することであつて、他の事業者の事業活動を困難にさせるおそれがあるものと。

口 他の事業者に、ある事業者に対する供給を拒絶させ、又は供給に係る商品若しくは役務の数量若しくは内容を制限させること。

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 繼続して取引する相手方（新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。）に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

口 繼続して取引する相手方に對して、自己のために金銭、役務その他の經濟上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対しても取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるよう取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

六 前各号に掲げるもののほか、次のいずれかに該当する行為であつて、公正な競争を阻害するおそれがあるもののうち、公正取引委員会が指定するもの

イ 不當に他の事業者を差別的に取り扱うこと。

ロ 不當な対価をもつて取引すること。

ハ 不當に競争者の顧客を自己と取引するよう誘引し、又は強制すること。

二 相手方の事業活動を不當に拘束する条件をもつて取引すること。

ホ 自己の取引上の地位を不當に利用して相手方と取引すること。

ヘ 自己又は自己が株主若しくは役員である会社と国内において競争關係にある他の事業者とその取引の相手方との取引を不當に妨害し、又は当該事業者が会社である場合において、その会社の株主若しくは役員をその会社の不利益となる行為をするようになに、不适当に誘引し、唆し、若しくは強制すること。

第二章 私的独占及び不当な取引制限

第二条の二 この章において「市場占有率」とは、一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の数量のうち若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の数量の占める割合又は一定の取引分野において一定の期間内に供給される商品若しくは役務の価額のうち若しくは二以上の事業者が供給し、若しくは供給を受ける当該商品若しくは役務の価額の占める割合をいう。

この章において「子会社等」とは、事業者の子会社（法人がその総株主（総社員を含む。以下同じ。）の議決権（株主総会において決議を行うことができる事項の全部につき議決権を行ふこと）

除き、会社法（平成十七年法律第八十六号）第八百七十九条第三項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権及び社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号）第一百四十七条第一項又は第四十八条第一項の規定により発行者に対抗することができる株式に係る議決権を含む。以下のこの項及び次項において同じ。)の過半数を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の会社は、当該法人の子会社とみなす。以下この項において同じ。)若しくは親会社（会社を子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。)又は当該事業者と親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「完全子会社等」とは、事業者の完全子会社（法人がその総株主の議決権の全部を有する他の会社をいう。この場合において、法人及びその一若しくは二以上の完全子会社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。以下この章及び第五章において同じ。)若しくは完全親会社（会社を完全子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。)又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「供給子会社等」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいはずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、以下この条において単に「違反行為」という。）をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものとをいう。

この章において「違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野における一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものとをいう。

あつて、他の者に当該違反行為に係る商品又は役務を供給することについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務を供給したものと云ふ。

この章において「購入子会社等」とは、違反行為をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしたものと云う。

この章において「特定非違反購入子会社等」とは、購入子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反購入子会社等」とは、非違反購入子会社等のうち、違反行為を行った事業者と完全子会社等の関係にあるものであつて、他の者から当該違反行為に係る商品又は役務の供給を受けることについて当該事業者から指示を受け、又は情報を得た上で、当該指示又は情報に基づき当該商品又は役務の供給を受けたものをいう。

この章において「事前通知」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、第六十二条第四項において読み替えて準用する第五十条第一項の規定により公正取引委員会が違反行為をした事業者に対してする通知をいう。

この章において「実行期間」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為の実行としての事業活動を行つた日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一百二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第一百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間をいう。

この章において「違反行為期間」とは、第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者

第二章 私的独占及び不当な取引制限

社又は法人の一若しくは二以上の完全子会社がその総株主の議決権の全部を有する他の会社は、当該法人の完全子会社とみなす。以下この章及び第五章において同じ。)若しくは完全親会社(会社を完全子会社とする他の会社をいう。以下この項において同じ。)又は当該事業者と完全親会社が同一である他の会社をいう。

この章において「供給子会社等」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいはずれかの違反行為(第十三項及び第十四項を除き、以下この条において単に「違反行為」という。)をした事業者の子会社等であつて、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為に係る商品又は役務を供給したものをいう。

この章において「違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしたものと、当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「非違反供給子会社等」とは、供給子会社等であつて、違反行為をした事業者の当該違反行為に係る一定の取引分野において当該違反行為をしていないものをいう。

この章において「特定非違反供給子会社等」とは、非違反供給子会社等のうち、違反行為をした事業者と完全子会社等の関係にあるもので

この章において「実行期間」とは、第七条の二第一項又は第七条の九第一項に規定する違反行為をした事業者に係る当該違反行為の実行としての事業活動を行つた日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第二条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第三百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為の実行としての事業活動がなくなる日までの期間をいう。

この章において「違反行為期間」とは、第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者

第四条及び第五条 削除
第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な取引方法に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしてはならない。

第七条 第三条又は前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、当該行為の差止め、事業の一部の譲渡その他これらの規定に違反する行為を排除するために必要な措置を命ずることができる。

公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつていてる場合においても、時々必要があると思われるときは、第八章

第 第

第四条及び第五条 削除

に係る当該違反行為をした日（当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる处分、第二条第一項若しくは第二項に規定する处分又は百三十条の三各号に掲げる处分が最初に行われた日（当該事業者に対し当該处分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）の十年前の日前であるときは、同日）から当該違反行為がなくなるまでの期間をいう。

この章（第七条の四を除く。）において「調査開始日」とは、違反行為に係る事件について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる处分、第二十二条第一項若しくは第二项に規定する处分又は百三十条の三各号に掲げる处分が最初に行われた日（当該处分が行われなかつたときは、当該違反行為をした事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日）をいう。

第三条 事業者は、私的独占又は不当な取引制限をしてはならない。

第四条及び第五条 削除

第六条 事業者は、不当な取引制限又は不公正な

公正取引委員会は、第三条又は前条の規定に違反する行為が既になくなつてゐる場合においても、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、次に掲げる者に對し、当該行為が既になくなつてゐる旨の周知措置その他当該行為が排除されたことを確保するため必要な措置を命ずることができる。ただし、当該行為がなくなつた日から七年を経過したときは、この限りでない。

一 当該行為をした事業者

二 当該行為をした事業者が法人である場合において、当該法人が合併により消滅したときにおける合併後存続し、又は合併により設立された法人

第一項の規定による命令又は次項若しくは第七条の七第三項の規定による通知をするまでの間、当該事業者に対し、当該違反行為に係る事実の報告又は資料の提出を追加して求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の規定により課徴金の納付を命じないこととしたときは、同項の規定に該当する事業者がした違反行為に係る事件について当該事業者以外の事業者に対し第七条の二第一項の規定による命令をする際に(同項の規定による命令をしない場合にあつては、公正取引委員会規則で定める時までに)、これと併せて当該事業者に対し、文書をもつてその旨を通知するものとする。

第七条の五 公正取引委員会は、前条第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者(以下この条において「報告等事業者」という)から次の各号に掲げる行為についての協議の申出があつたときは、報告等事業者との間で協議を行うものとし、当該事実及び資料により得られ、並びに第一号に掲げる行為により報告し、又は提出する事実又は資料により得られることが見込まれる事件の真相の解明に資するものとして公正取引委員会規則で定める事項に係る事実の内容を考慮して、公正取引委員会規則で定めるところにより、報告等事業者との間で、報告等事業者が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が同号に掲げる行為をし、かつ、公正取引委員会が同意をすることができる。

イ 当該協議において、公正取引委員会に対

し、報告し、又は提出する旨の申出を行つた事実又は資料を当該合意後直ちに報告し、又は提出すること。

ロ 前条第二項第一号から第四号まで若しくは第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出又はイに掲げる行為により得られた事実又は資料に関して、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告等事業者の物件の検査(ハ及び次項第一号において単に「検査」という)の承諾その他の行為を行うこと。

ハ 公正取引委員会による調査により判明した事実に関し、公正取引委員会の求めに応

じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾の他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に次のイ又はロに掲げる事業者の区分に応じ、当該イ又はロに定める割合(次項第二号において「上限割合」という。)の範囲内において、当該合意において定める特定の割合(同号及び第三項において「特定割合」という。)を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

イ 前条第二項第一号から第四号までに規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者 百分の四十以下

ロ 前条第三項第一号又は第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者 百分の二十以下

公正取引委員会は、前項の協議において報告等事業者により説明された同項第一号に掲げる行為により得られる事実又は資料が事件の真相の迅速な解明に必要であることに加えて、報告等事業者が同項の合意後に当該事件についての新たな事実又は資料であつて同項の公正取引委員会規則で定める事項に係る事実に係るものを作り得られることが見込まれる事件の真相の解明に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

委員会は、第一項の合意(前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。)があるときは、前条第二項又は第三項の規定により減額する額に加えて、当該合意の内容に応じ、減算前課徴金額に特定割合又は評価後割合を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額するものとする。

公正取引委員会及び報告等事業者が署名又は記名押印をした書面により、その内容を明らかにしてするものとする。

公正取引委員会は、第二項第二号に掲げる行為をすることを内容とする第一項の合意をする場合には、同号に規定する公正取引委員会による評価及び評価後割合の決定の方法を前項の書面に記載するものとする。

第一項の合意は、公正取引委員会及び報告等事業者が同項から第三項まで及び前条第三項の規定にかかるわらず、これらの規定は、適用しない。

一 当該事業者(当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。)が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料の内容が含まれていたこと。

公正取引委員会は、第一項の合意が成立しなかつた場合(報告等事業者が第二項の求めに応じず、第一項各号に掲げる行為をすることのみを内容とする合意が成立したときを除く。)には、公正取引委員会が同項の協議における報告等事業者の説明の内容を記録した、文書その他物件を証拠とすることができない。

二 証拠したところによると、当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

イ 当該合意後、当該新たな事実又は資料を把握したときは、直ちに、公正取引委員会に提出するよう求めることができる。

ロ 当該合意後、当該新たな事実又は資料に当該新たな事実又は資料の報告又は提出を行うこと。

イイ 伊に掲げる行為により得られた事実又は資料に開示し、公正取引委員会の求めに応じ、事実の報告、資料の提出、検査の承諾の他の行為を行うこと。

二 減算前課徴金額に、特定割合を下限とし、これに報告等事業者が前号に掲げる行為をすることに対し減算前課徴金額を更に減ずることができる割合として公正取引委員会規則で定めるところにより当該合意において定めるところにより得られた事実の報告及び資料の提出を行つた割合(上限割合以下の割合)

限る。)を上限とする範囲内において、公正取引委員会が当該行為により得られた前項の規定の適用については、第一項及び第四項の内容を評価して決定する割合(次項及び第五項において「評価後割合」という。)を乗じて得た額を、当該減算前課徴金額から減額すること。

第七条の二第一項の場合において、公正取引委員会は、第一項の合意(前項各号に掲げる行為をすることを内容とするものを含む。以下この条及び次条において同じ。)が報告等事業者及び特定代理人とする。公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは、「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

第七条の六 公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対する特定代理人を、同条第一項から第三項まで及び前条第三項から第五項までに規定する事実の合意又は第七条の四第一項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実が対し第七条の二第一項の規定による命令又は第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは、「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

一 当該事業者(当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。)が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料の内容が含まれていたこと。

二 当該事業者(第七条の四第一項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。)が、同条第六項の規定による求めに対し、事実の報告若しくは資料の提出を行つたことを。

三 当該事業者(第七条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。)が、同条第六項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

四 当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他

報告等事業者が第九項の規定により特定代理人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは、「又は特定代理人(第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議」とあるのは、「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

人を選任した場合における第一項及び第四項の規定の適用については、第一項中「との間で協議」とあるのは、「又は特定代理人(第九項に規定する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議」と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは、「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

第七条の六 公正取引委員会が、第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対する特定代理人を、同条第一項から第三項まで及び前条第三項から第五項までに規定する事実の合意又は第七条の四第一項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実が対し第七条の二第一項の規定による命令又は第七条の四第一項第一号、第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に対する特定代理人をいう。第四項において同じ。)との間で協議と、第四項中「及び報告等事業者」とあるのは、「並びに報告等事業者及び特定代理人」とする。

一 当該事業者(当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他の事業者のうち、いずれか一以上上の事業者。以下この号から第三号までにおいて同じ。)が報告した事実若しくは提出した資料又は当該事業者がした前条第一項第一号若しくは第二項第一号に掲げる行為により得られた事実若しくは資料の内容が含まれていたこと。

二 当該事業者(第七条の四第一項第一号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。)が、同条第六項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

三 当該事業者(第七条の四第二項第一号から第四号まで又は第三項第一号若しくは第二号に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた事業者に限る。)が、同条第六項の規定による求めに対し、虚偽の事実の報告又は資料の提出をしたこと。

四 当該事業者が第七条の四第四項に規定する事実の報告及び資料の提出を行つた者であるときは、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事実の報告及び資料の提出を行つた他

の事業者のうちいづれか一以上の事業者が、当該事業者及び当該事業者と共同して当該事業の報告及び資料の提出を行つた他の事業者以外の事業者に対し、第七条の二第一項に規定する違反行為をすることを強要し、又は当該違反行為をやめることを妨害していたこと。

額を超えないとき、又は当該控除後の額が百万円未満であるときは、この限りでない。

前項ただし書の場合においては、公正取引委員会は、課徴金の納付を命ずることができない。

承継した子会社等（以下「特定事業承継子会社等」という。）がした違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等とみなして、同条からこの条までの規定を適用する。この場合において、当該特定事業承継子会社等が二以上あるときは、第七条の二第一項中「当該事業者に対し」とあるのは「特定事業承継子会社等（第七条の八第四項に規定する特定事業承継子会社等

は役務を供給するために当該事業者又は当該特定非違反供給子会社等から供給を受けたもののを除く。の政令で定める方法により算定した、当該違反行為に係る実行期間における売上額

二、当該違反行為に係る商品又は役務の全部又は一部の製造、販売、管理その他の当該商品又は役務に密接に関連する業務として政令で定めるものであつて、当該事業者及びその完全子会社等（当該違反行為をしていないものに限る。次号において同じ。）が行つたものの方対価の額に相当する額として政令で定める方法により算定した額

三
当該違反行為に係る商品若しくは役務を供給する者（当該事業者の供給子会社等並びに当該違反行為をした他の事業者及びその供給子会社等を除く。）に供給しないことに関し、手数料、報酬その他名目のいかんを問わず、当該事業者及びその完全子会社等が得た金銭の他の財産上の利益に相当する額として政令で定める方法により算定した額事業者が、私的独占（他の事業者の事業活動を排除することによるものに限り、前項の規定に該当するものを除く。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第一節に規定する手続従い、当該事業者に対し、当該違反行為に係る一定の取引分野において当該事業者及びその特定非違反供給子会社等が供給した商品又は役務

第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項	第七項
五 第三項 く。)	同一条、第七条 の三、第七条 の四第二項若 しくは第三項 又は第七条の 一項（ただし書を除く。）	第七条の二第 一項	同項（同条第 二項において 読み替えて適 用する場合を 含む。）	同項（同条第 二項において 読み替えて適 用する場合を 含む。）	第一項各号	第七条の九第一 項各号	第七条の九第一 項	第一項の	第七条の九第一 項の
		第七条の二第 一項	前条第一項の	第七条の九第一 項の	第七条の九第一 項各号	第七条の九第一 項各号	第七条の九第一 項	第一項の	第七条の三第一 項（ただし書を除く。）
									第七条の三第一 項（ただし書を除く。）

項 第四 前条			項 第三 前条			項 第二 前条			項 第一 前条		
子会社等をい い第 四項に規 定事業承 継する特 定事業承 継子会社等	特 定事業承 継子会社等 の八第 七項	同 条ま で 同 条か らこの 条まで	第七 条の二 第二項 一項	第七 条の四 第四項 一項	第七 条の二 第二項 一項	第七 条の四 第四項 一項	第七 条の三 第三項 一項	第七 条の二 第二項 一項	第七 条の二 第二項 三項又は 第七 条の五 第五項	第七 条の二 第二項 三項又は 第七 条の五 第五項	第七 条の二 第二項 一項
特定事業承 継子会社等	特定事業承 継子会社等 の八第 七項	同 条ま で 同 条か らこの 条まで	第七 条の二 第二項 一項	第七 条の四 第四項 一項	第七 条の二 第二項 一項	第七 条の四 第四項 一項	第七 条の三 第三項 一項	第七 条の二 第二項 一項	第七 条の二 第二項 三項又は 第七 条の五 第五項	第七 条の二 第二項 三項又は 第七 条の五 第五項	第七 条の二 第二項 一項

		う。以下この項及び同条第一項において同一項に同じ。)	
		、第一項	
		、同条第四項において読み替えて準用する第一項	
項	第六	前条	第六
第三章 事業者団体		第八条 事業者団体は、次の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。	
一 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。		一 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。	
第八条の二 前条の規定に違反する行為があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者団体に対し、当該行為の差止め、当該団体の解散その他当該行為の排除に必要な措置を命ずることができる。		一 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。	
公正取引委員会は、事業者団体に対し、第一項又は前項において準用する第七条第二項に規定する措置を命ずる場合において、特に必要があると認めるときは、第八章第二節に規定する手続に従い、当該団体の役員若しくは管理人又はその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含		一 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。	
行為に準用する。		一 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 二 第六条に規定する国際的協定又は国際的契約をすること。 三 一定の事業分野における現在又は将来の事業者の数を制限すること。 四 構成事業者（事業者団体の構成員である事業者をいう。以下同じ。）の機能又は活動を一定の取引分野における競争を実質的に制限すること。 五 事業者に不公正な取引方法に該当する行為をさせるようにすること。	

事業者	事業者団体の構成	事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合にあつては、当該事業者を含む。以下この章において「特定事業者」という。）	この章（第八条の三において読み替えて準用する第七条の四第四項第一条を除く。）	第八条の三 第二条の二（第十四項を除く。）、第七条の二、第七条の四（第四項第二号及び第三号を除く。）、第七条の五、第七条の六並びに第七条の八第一項、第二項及び第六項の規定は、第八条第一号（不当な取引制限に相当する行為をする場合に限る。）又は第二号（不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をする場合に限る。）の規定に違反する行為が行われた場合について準用する。
	第二条の二	第二条の二 この章	第二条の二 この章	この章（第八条の二（第十四条を除く。）において準用する第七条の三に規定する違反行為（第八条の三に規定する違反行為（第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、
	第四項	第二項	第二項	第七条の二（第十四条を除く。）において準用する第七条の三に規定する違反行為（第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、
				第七条の二（第十四条を除く。）において準用する第七条の三に規定する違反行為（第一項若しくは第二項に規定する違反行為のうちいずれかの違反行為（第十三項及び第十四項を除き、

第五項	第二条の二	事業者	をしたもの	事業者団体
第六項	第二条の二	事業者	をしていな	の実行としての事
第七項	第二条の二	事業者と	いもの	業活動をしていな
第一項各号	第七条の二	事業者	をしたもの	の実行としての事
第十五項	第二条の二	事業者	業活動をしていな	業活動をしたもの
	第二条の二	事業者	いもの	いもの
	第二条の二	事業者	をしていな	の実行としての事
	第二条の二	事業者	いもの	業活動をしていな
	第二条の二	事業者	をしたもの	業活動をしたもの
	第二条の二	事業者	事業者から	特定事業者から
	第二条の二	事業者	事業者と	事業者団体の特定
	第二条の二	事業者	事業者と	事業者団体
	第二条の二	事業者	事業者から	特定事業者から
	第二条の二	事業者	事業者団体の特定	事業者団体
	第二条の二	事業者	違反行為をした事	事業者団体の特定
	第一項に規定する違反行為をした	事業者	業者団体の	事業者団体が
	第七条の九	事業者		事業者団体の特定
	第一項又は第七条の二	特定事業者		
事業者に	事業者	事業者団体		
事業者が	事業者	事業者団体		

第三章の二 独占の状態	
第八条の四	独占的状態があるときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、事業者に対し、事業の一部の譲渡その他当該商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずることができる。ただし、当該措置により、当該事業者につき、その供給する商品若しくは役務の供給に要する費用の著しい上昇をもたらす程度に事業の規模が縮小し、経理が不健全になり、又は国際競争力の維持が困難になると認められる場合及び当該商品又は役務について競争を回復するに足りると認められる他の措置が講ぜられる場合は、この限りでない。
公正取引委員会は、前項の措置を命ずるに当たつては、次の各号に掲げる事項に基づき、当該事業者及び関連事業者の事業活動の円滑な遂行並びに当該事業者に雇用されている者の生活の安定について配慮しなければならない。	
一 資産及び収支その他の経理の状況	
二 役員及び従業員の状況	
三 工場、事業場及び事務所の位置その他の立地条件	
四 事業設備の状況	
五 特許権、商標権その他の無体財産権の内容及び技術上の特質	
六 生産、販売等の能力及び状況	
七 資金、原材料等の取得の能力及び状況	
八 商品又は役務の供給及び流通の状況	
第九条 他の国内の会社の株式（社員の持分を含む。以下同じ。）を所有することにより事業支配が過度に集中することとなる会社となつてはならない。 会社（外国会社を含む。以下同じ。）は、他の国内の会社の株式を取得し、又は所有することにより国内において事業支配が過度に集中することとなる会社となつてはならない。 前二項において「事業支配力が過度に集中すること」とは、会社及び子会社その他当該会社が株式の所有により事業活動を支配している他の国内の会社の総合的事業規模が相当数の事業分野にわたって著しく大きいこと、これらの会社の資金に係る取引に起因する他の事業者に対する影響力が著しく大きいこと又はこれらの会社が相互に関連性のある相当数の事業分野にお	

いてそれぞれ有力な地位を占めていることにより、国民経済に大きな影響を及ぼし、公正かつ自由な競争の促進の妨げとなることをいう。

次に掲げる会社は、当該会社及びその子会社の総資産の額（公正取引委員会規則で定める方法による資産の合計金額をいう。以下この項において同じ。）で国内の会社に係るものと公正取引委員会規則で定める方法により合計した額

が、それぞれ当該各号に掲げる金額を下回ない範囲内において政令で定める金額を超える場合には、毎事業年度終了の日から三月以内に公正取引委員会規則で定めるところにより、当該会社及びその子会社の事業に関する報告書を

公正取引委員会に提出しなければならない。ただし、当該会社が他の会社の子会社である場合は、この限りでない。

表において別に付した備考があるときは、その
の価額の合計額の当該会社の総資産の額に
対する割合が百分の五十を超える会社（次号
において「持株会社」という。）六千億円
二　銀行業、保険業又は第一種金融商品取引業
（金融商品取引法（昭和二十三年法律第二十
五号）第二十八条第一項に規定する第一種金
融商品取引業をいう。次条第三項及び第四項
において同じ。）を當む会社（持株会社を除

前二項において「子会社」とは、会社がその総株主の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法第八百七十九条第三項の規定により

議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下の条から第十一条まで、第二十二条第三号及び第七十条の四第一項において同じ。) の過半数を有する他の国内の

一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社がその総株主の議決権の過半数を有する他の国内の会社は、当該会社の子会社とみなす。

前項の場合において、会社が有する議決権並びに会社及びその一若しくは二以上の子会社又は会社の一若しくは二以上の子会社が有する議決権には、社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条第一項の規

定により発行者に対抗することができない株式に係る議決権を含むものとする。

新たに設立された会社は、当該会社がその設立時において第四項に規定する場合に該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、その設立の日から三十日以内に、その旨を公正取引委員会に届け出なければならない。

所有することにより、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により他の会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

会社であつて、その国内売上高（国内において供給された商品及び役務の価額の最終事業年度における合計額と公正取引委員会規則で定めるもの）をいふ。以下同じ。但し該会社が属する公美告合長年会計又は当該会社止む

届する。企業結合団(会社及び当該会社の子会社並びに当該会社の親会社であつて他の会社の子会社でないもの及び当該親会社の子会社該会社及び当該会社の子会社を除く)から成る集団をいう。(以下同じ。)上記の当該会社の子会社等(会社、且し(ト回)にさける場合)を含む。

以外の会社等（会社）組合（外国における組合に相当するものを含む。以下この条において同じ。）その他これらに類似する事業体をいう。以下この条において同じ。）の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法により合計した額（以下「国内売上高合計額」という。）が二

百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式取得会社」という。）は、他の会社であつて、その国内売上高と当該他の会社の子会社の国内売上高を公正取引委員会規則で定める方法によ

り合計した額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるもの（以下この条において「株式発行会社」という。）の株式の取得をしようとする場合（金銭又は有価証券

券の信託に係る株式について、自己が、委託者が若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者に指図を行うことができる場合において、受託者が株式発行会社の株式の取得をさせようとする

場合を含む。)において、当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる当該株式発行会社の株式に係る議決権の数と、当該株式取得会社の属する企業結合集団に属する当該株式取得会社以外の会社等(第四項において

「当該株式取得会社以外の会社等」という。)が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権の数とを合計した議決権の数の当該株式発行会社

社の総株主の議決権の数に占める割合が、百八〇の二十を下回らない範囲内において政令で定める数値（複数の数値を定めた場合にあつては、政令で定めるところにより、それぞれの数値を超えることとなるときま、公正取引委員会用

則で定めるところにより、あらかじめ当該株式の取得に関する計画を公正取引委員会に届けなければならない。ただし、あらかじめ届出を行ふことが困難である場合として公正取引委員会規則で定むる場合は、この限りでない。

前項の場合において、当該株式取得会社が当該発行会社の株式において所有することとなる当該株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権（委託者又は受託者が行使し、又はこれを行使しつゝ

受託者は受益者が行使し又はその行使に際して、
受託者に指図を行なうことができるものに限る。
当該株式取得会社が銀行業又は保険業を営む
会社・保険業を営む会社につては、公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次の
第一項及び第二項の規定によつて、

第一項及び第二項において同じ）であり、かつ、他の国内の会社（銀行業又は保険業を営む会社その他公正取引委員会規則で定める会社を除く。次項並びに次条第一項及び第二項において同じ。）の株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社の後において、

いて所有することとなる株式に係る議決権及び当該株式取得会社が第一種金融商品取引業を営む会社であり、かつ、業務として株式の取得をしようとする場合における当該株式取得会社が当該取得の後において所有することとなる株式

に係る議決権を含まないものとし、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権で、自己が、委託者若しくは受益者として行使し、又はその行使について指図を行うことができるもの

(公正取引委員会規則で定める議決権を除く。次項において同じ。) 及び社債、株式等の振替に関する法律第百四十七条第一項又は第百四十八条规定により発行者に对抗することができる株式に係る議決権を含むものとす

る。
第二項の場合において、当該株式取得会社以外の会社等が所有する当該株式発行会社の株式に係る議決権には、金銭又は有価証券の信託に係る株式に係る議決権(委託者又は受益者が行

財産に属する金銭又は有価証券の信託に係る株式について、当該組合の組合員の全員が、委託者若しくは受益者となり議決権を行使することができる場合又は議決権の行使について受託者が指図を行うことができる場合を含む。には、当該組合の親会社が、そのすべての株式を所有するものとみなして、第一項の規定を適用する。

第二項及び前項の「子会社」とは、会社がその総株主の議決権の過半数を有する株式会社その他の当該会社がその経営を支配している会社等として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

て、第四十八条の三第一項に規定する期間内に、同項の規定による認定の申請がなかつたとき。

四 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請に係る取下げがあつたとき。

五 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の二の規定による通知をした場合において、第四十八条の三第一項の規定による認定の申請について同条第六項の規定による決定があつたとき。

六 当該届出に係る株式の取得に關し、第四十八条の五第一項（第一号に係る部）に根ざる。

第九項第六号の規定に該当する場合においては、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関する措置を命じようとするときは、第四十八条の五第一項の規定による決定の日から起算して一年以内に第九項本文の通知をしなければならない。

第十一條 銀行業又は保険業を営む会社は、他の会社の議決権をその株主の議決権の百分の五（保険業を営む会社にあつては、百分の十。次項において同じ。）を超えて有するとなる場合には、その議決権を取得し、又は保有してはならない。ただし、公正取引委員会相

とができる場合、議決権の行使について非業務執行組合員が業務の執行を委任された者に指図を行なうことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から前号の政令で定める期間を超えて当該議決権を保有する場合を除く。

六 前各号に掲げる場合のほか、他の国内の会社の事業活動を拘束するおそれがない場合として公正取引委員会規則で定める場合

前項第一号から第三号まで及び第六号の場合（同項第三号の場合にあつては、当該議決権を取得し、又は保有する者以外の委託者又は受託者が議決権を行使することができる場合及び議

議益を合と云合定権に秉

第二項及び第五項の「親会社」とは、会社等の経営を支配している会社として公正取引委員会規則で定めるものをいう。

第二項の規定による届出を行つた会社は、届出受理の日から三十日を経過するまでは、当該届出に係る株式の取得をしてはならない。ただし、公正取引委員会は、その必要があると認められる場合には、当該期間を短縮することができる。

の規定による第四百八十六条の第三項の認定を含む
。同条第八項の規定による変更の認定を含む
。この取消しがあった場合
当該届出に係る株式の取得に関し、第四十八条の五第一項（第二号に係る部分に限る。）の規定による第四百八十六条の第三項の認定を含む
。同条第八項の規定による変更の認定を含む
。この取消しがあった場合
前項第一号の規定に該当する場合にあっては、

則で定めるところによりあらかじめ公正取引委員会の認可を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 担保権の行使又は代物弁済の受領により株式を取得し、又は所有することにより議決権を得し、又は保有する場合

二 他の国内の会社が自己的の株式の取得を行ったことにより、その総株主の議決権に占める割合が増加した所有する株式に係る議決権の割合が増加した

決権の行使について当該委託者又は受益者が訴者に指図を行うことができる場合を除く。)において、他の国内の会社の議決権をその総数の五分の一を超えて有することとなつた日から一年を超えて当該議決権を保有しているときは、公正取引委員会規則で定めることにより、あらかじめ公正取引委員会の認可を受けなければならない。この場合における公正取引委員会の認可は、同項第三号の場合と

公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとする場合には、前項本文に規定する三十日の期間又は同項ただし書の規定により短縮された期間（公正取引委員会が株式取得会社に対してそれぞれの期間内に公正取引委員会規則で定めるところにより必要な報告、意見等によってその提出、不提出の権利を有する場合においては三十日）のうちの三十日以内に

前項第一号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、同号の期限から起算して一年以内に前項本文の通知をしなければならない。

第九項第三号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の

三 場合
一 金銭又は有価証券の信託に係る信託財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合
二 投資事業有限責任組合の有限責任組合員（以下この号において「有限責任組合員」という。）となり、組合財産として株式を取得する場合

除き、銀行業又は保険業を営む会社が当該議決権を速やかに処分することを条件としなければならない。

公正取引委員会は、前二項の認可をしようとするときは、あらかじめ内閣総理大臣に協議しなければならない。

前項の内閣総理大臣の権限は、金融庁長官にまつり。

二 当該届出に係る株式の取得に関する計画の
　うち、第一項の規定に照らして重要な事項が
　当該計画において行われることとされている
　期限までに行われなかつた場合

一 当該届出に係る株式の取得に関する計画の
　うち、第一項の規定に照らして重要な事項が
　当該計画において行われることとされている
　期限の届出受理の日から百二十日を経過した日と
　全ての報告等を受理した日から九十日を経過し
　た日とのいすれか遅い日までの期間) (以下こ
　の条において「通知期間」という) 内に、株
　式取得会社に対し、第五十条第一項の規定によ
　る通知をしなければならない。ただし、次に掲
　げる場合は、この限りでない。

規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第四号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関して必要な措置を命じようとするときは、通知期間に第四十八条の二の規定による通知の日から同号の取下げがあつた日までの期間に相当する期間を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

第九項第五号の規定に該当する場合において、公正取引委員会は、第十七条の二第一項の規定により当該届出に係る株式の取得に関し必要な措置を命じようとするときは、通知期間に六十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

し、又は所有することにより議決権を取得
し、又は保有する場合。ただし、有限責任組合員が議決権を行使することができる場合
に於ける議決権の行使について有限責任組合員が投資事業有限責任組合の無限責任組合員に指図を行ふことができる場合及び当該議決権を有することとなつた日から政令で定める期間を超過して当該議決権を保有する場合を除く。
五 民法第六百六十七条第一項に規定する組合契約で会社に対する投資事業を営むことを約するものによつて成立する組合（一人又は数人の組合員にその業務の執行を委任しているものに限る。）の組合員（業務の執行を委任された者を除く。以下この号において「非業

第十二条 削除
第十三条 会社の役員又は従業員（継続して会社の業務に従事する者であつて、役員以外の者をいう。以下この条において同じ。）は、他の会社の役員の地位を兼ねることにより一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該役員の地位を兼ねてはならぬ。い。

会社は、不公正な取引方法により、自己と同内において競争関係にある他の会社に対し、自己の役員がその会社の役員若しくは従業員の地位を兼ね、又は自己の従業員がその会社の役員の地位を兼ねることを認めるべきことを強制する。

うち、重要な事項につき虚偽の記載があつた場合

規定により当該届出に係る株式の取得に関する必要な措置を命じようとするときは、通知期間内に九十日を加算した期間内に、第九項本文の通知をしなければならない。

務執行組合員」という。)となり、組合財産として株式を取得し、又は所有することにより議決権を取得し、又は保有する場合。ただし、非業務執行組合員が議決権を行使するこ

第十四条 会社以外の者は、会社の株式を取得するにあつてはならない。

第十五条 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、当該株式を取得し、又は所有してはならず、及び不公正な取引方法により会社の株式を取得し、又は所有してはならない。

一 当該合併によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該合併が不公正な取引方法によるものである場合

会社は、合併をしようとする場合において、当該合併をしようとする会社（以下この条において「合併会社」という。）のうち、いずれかの会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該合併に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての合併会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る合併の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「合併」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「合併」と、「が株式取得会社」とあるのは「が合併会社のうち少なくとも一の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「合併会社」と読み替えるものとする。

第十五条の二 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同新設分割（会社が他の会社と共同してする新設分割をいう。以下同じ。）をし、又は吸收分割をしてはならない。

一 当該共同新設分割又は当該吸收分割によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該共同新設分割又は当該吸收分割が不公正な取引方法によるものである場合

会社は、共同新設分割をしようとする場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同新設分割に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。

ただし、すべての共同新設分割をしようとする場合は、この限りでない。

一 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いざれか一の会社（当該共同新設分割で設立する会社にその事業の全部を承継させようとするもの（以下この項において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるか、いざれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

二 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いざれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて、かつ、他のいざれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

三 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いざれか一の会社（全部承継会社に限る。）に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて、かつ、他のいざれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるか、かつ、他のいざれか一の会社（重要部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

四 当該共同新設分割をしようとする会社のうち、いざれか一の会社（重要な部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えて、かつ、他のいざれか一の会社（重要な部分承継会社に限る。）の当該承継の対象部分に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

会社は、吸收分割をしようとする場合において、次の各号のいざれかに該当するときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該吸収分割に関する計画書を公正取引委員会に提出する。

一 員会に届け出なければならない。ただし、すべての吸収分割をしようとする会社が同一の企業結合集団に属する場合は、この限りでない。

二 一 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいづれかの会社（当該吸収分割でその事業の全部を承継させようとするもの（次号において「全部承継会社」という。）に限る。）に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき。

三 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいづれかの会社（当該吸収分割でその事業の重要な部分を承継させようとするもの（次号において「重要部分承継会社」という。）に限る。）の当該分割の対象部に係る国内売上高合計額が百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超える、かつ、分割によつて事業を承継しようとする会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

四 当該吸収分割をしようとする会社のうち、分割をしようとするいづれかの会社（重要な部分承継会社に限る。）の当該分割の対象部に係る国内売上高が三十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるとき（前号に該当するときを除く。）。

第五条第八項から第十四項までの規定は、前二項の規定による届出に係る共同新設分割及び吸収分割の制限並びに公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び

第
一

第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」^得とあるのは「共同新設分割又は吸收分割」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同新設分割又は吸收分割」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同新設分割をしようとした、又は吸收分割をしようとする会社」のうち少なくとも「の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「、共同新設分割をしようとしたし、又は吸收分割をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十五条の三 会社は、次の各号のいずれかに該当する場合には、共同株式移転（会社が他の会社と共同してする株式移転をいう。以下同じ。）をしてはならない。

一 当該共同株式移転によって一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合

二 当該共同株式移転が不公正な取引方法によるものである場合

会社は、共同株式移転をしようとする場合において、当該共同株式移転をしようとする会社のうち、いずれか一の会社に係る国内売上高合計額が二百億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超え、かつ、他のいずれか一の会社に係る国内売上高合計額が五十億円を下回らない範囲内において政令で定める金額を超えるときは、公正取引委員会規則で定めるところにより、あらかじめ当該共同株式移転に関する計画を公正取引委員会に届け出なければならない。ただし、すべての共同株式移転をしようとする会社が同一の企業結合集團に属する場合は、この限りでない。

第十条第八項から第十四項までの規定は、前項の規定による届出に係る共同株式移転の制限及び公正取引委員会がする第十七条の二第一項の規定による命令について準用する。この場合において、第十条第八項及び第十項から第十四項までの規定中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、同条第九項中「株式の取得」とあるのは「共同株式移転」と、「が株式取得会社」とあるのは「が共同株式移転をしようとする会社」のうち少なくとも「の会社」と、「株式取得会社」とあるのは「、共同株式移転をしようとする会社」と読み替えるものとする。

第十六条 会社は、次に掲げる行為をすることに限り、一定の取引分野における競争を実質的に制限することとなる場合には、当該行為をして

二 当該違反行為に係る事件についての調査開
始日から遡り十年以内に、その完全子会社が
第二十条の規定による命令（当該命令の日に
おいて当該事業者の完全子会社である場合に
限る。）又はこの条の規定による命令（当該命
令の日において当該事業者の完全子会社で
ある場合に限る。）を受けたことがある者
第二十条の四 事業者が、次の各号のいずれかに
該当する者であつて、第十九条の規定に違反す
る行為（第二条第九項第三号に該当するものに
限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八
章第二節に規定する手続に従い、当該事業者
に対し、違反行為期間における、当該違反行為
において当該事業者が供給した同号に規定する
商品又は役務の政令で定める方法により算定し
た売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する
額の課徴金を国庫に納付することを命じなければ
ならない。ただし、当該事業者が当該違反行
為に係る行為について第七条の二第一項若しく
は第七条の九第一項若しくは第二項の規定によ
る命令、第七条の四第七項若しくは第七条の七
第三項の規定による通知若しくは第六十三条第二
項の規定による決定を受けたとき、又はこの規
定による課徴金の額が百万円未満である
ときは、その納付を命ずることができない。
一 当該違反行為に係る事件についての調査開
始日から遡り十年以内に、第二十条の規定に
よる命令（第二条第九項第三号に係るものに
限る。次号において同じ。）又はこの条の規
定による命令を受けたことがある者（当該命
令が確定している場合に限る。次号において
同じ。）
二 当該違反行為に係る事件についての調査開
始日から遡り十年以内に、その完全子会社が
第二十二条の規定による命令（当該命令の日に
おいて当該事業者の完全子会社である場合に
限る。）又はこの条の規定による命令（当該命
令の日において当該事業者の完全子会社で
ある場合に限る。）を受けたことがある者
第二十条の五 事業者が、次の各号のいずれかに
該当する者であつて、第十九条の規定に違反す
る行為（第二条第九項第四号に該当するものに

限る。」をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為において当該事業者が供給した同号に規定する商品の政令で定める方法により算定した売上額に百分の三を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。ただし、当該事業者が当該違反行為に係る行為について第七条の二第一項若しくは第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令、第七条の四第七項若しくは第七条の七第三項の規定による通知若しくは第六十三条第二項の規定による決定を受けたとき、又はこの条の規定による課徴金の額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

一 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、第二十条の規定による命令（第二条第九項第四号に係るものに限る。次号において同じ。）又はこの条の規定による命令を受けたことがある者（当該命令による命令を受けたことがある者（当該命令が確定している場合に限る。次号において同じ。）

二 当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、その完全子会社が第二十条の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）又はこの条の規定による命令（当該命令の日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）を受けたことがある者（当該命令が確定してするものに限る。）をしたときは、公正取引委員会は、第八章第二節に規定する手続に従い、当該事業者に対し、違反行為期間における、当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額（当該違反行為が商品又は役務の供給を受けた相手方に対するものである場合は当該違反行為の相手方との間における政令で定める方法により算定した売上額又は購入額の合計額とする。）に百分の一を乗じて得た額に相当する額の課徴金を国庫に納付することを命じなければならぬ。ただし、その額が百万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。

第八の条第七第	項一第八の条第七	項三第二の条第七	第一項の
第一項 第五項 第三項 第五項 第三項 第五項 第七条の二第三項	同条、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の五第三項又は前条第二項 第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項、第七条の二、第七条の三、第七条の四第二項若しくは第三項又は前条第二項	当該事業者、その特定非違反供給子会社等若しくは特定非違反購入予会社等 第七条の二第一項	第一項各号に掲げる 実行期間 第一項各号に掲げる 実行期間 第一項各号に掲げる 実行期間
第七条の二第二項 第七条の六まで	これらの規定又は 第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項 第二十条の二から 第二十条の六まで	当該事業者 第二十条の二から 第二十条の六まで	第十八条の二第一項に規定する違反行為期間 第二十条の二から 第二十条の六まで
第七条の二第三項	第七条の二第三項	第七条の二第三項	第二十条の二から 第二十条の六まで

第八の条七第								
実行期間	第七条の二第一項 中「当該」	特定事業承継子会社等（第七条の八）に規定する特定事業承継子会社等をいう。以下この項及び同条第一項において同じ。）に対し、この項における特定事業承継子会社等は、同項第一項、第一項、第二十条の六まで	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十条の二から一項からこの項まで及び第六項	これららの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十条の六まで	これらの規定並びに第二十条の七において読み替えて準用する第七条の二第三項並びに第二十条の六まで	違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等で、同条からこの条まで	違反行為及び当該特定事業承継子会社等が受けた命令等で、同条からこの条まで	違反行為
行為期間	第十九条の二第一項に規定する違反と同じ。）は、これら	、第二十条の七において読み替えて準用する第一項 、特定事業承継子会社等に対し、この条	、第二十条の七において読み替えて準用する第一項 、特定事業承継子会社等に対し、この条	、第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一様であることを容易に識別することができるものを生産し、又は販売する事業者が、当該商品の販売の相手方たる事業者とその商品の再販売価格（その相手方たる事業者又はその相手方たる事業者の販売する当該商品を買い受けて販売する事業者がその商品を販売する価格をいう。以下同じ。）を決定し、これを維持するためにする正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不当に害することとなる場合及びその商品を販売する事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。	第二十二条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当な地位を引き上げることとなる場合は、この限りでない。	第二十一条 この法律の規定は、次の各号に掲げる要件を備え、かつ、法律の規定に基づいて設立された組合（組合の連合会を含む。）の行為には、これを適用しない。ただし、不公平な取引方法を用いる場合又は一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当な地位を引き上げることとなる場合は、この限りでない。	第六章 懶用除外	第五章 法律の適用

著作物を発行する事業者又はその発行する物を販売する事業者が、その物の販売の相手方た

ればならない。ただし、公正取引委
定める場合は、この限りでない。

を維持するためにする正当な行為についても、第一項と同様とする。

第二十四条 第八条第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又

違反行為及び当該 法人が受けた命令	違反行為	違反行為
違反行為及び当該 特定事業承継子会 社等が受けた命令	違反行為	違反行為
同条からこの条ま で	これらの規定並び に第二十条の七に よって就み奉ること	これらの規定並び に第二十条の七に よって就み奉ること

第六章 通則
第二十一条 この法律の規定は、著作権法、特許法、実用新案法、意匠法又は商標法による権利の行使と認められる行為にはこれを適用しない。

合、事業協同小組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会が当該事業協同組合、協同組合連合会、商工組合又は商工組合連合会を

請求することができる。

特定事業承継子会	第七条の二第一項 中「当該	第二十条の二から 第二十条の六まで の規定中「当該	第一 小規模の事業者又は消費者の相互扶助を目的とすること。 二 任意に設立され、かつ、組合員が任意に加入し、又は脱退することができるること。
----------	------------------	---------------------------------	---

二 農業協同組合法（昭和二十二年法律第二百二十一号）

制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。」及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めを負げる。

第三各組合員が平等の議決権を有すること。
四組合員に対し利益分配を行う場合には、
その限度が法令又は定款に定められているこ
第四項に規定する
特定事業承継子会
社等をいう。以下

三 消費生活協同組合法（昭和二十三年法律第二百号）

事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十三条 この法律の規定は、公正取引委員会の指定する商品であつて、その品質が一樣であることを容易に識別することができるものを生産する者に適用する。

五 行政執行法人の労働関係に関する法律（昭和二十三年法律第二百五十七号）

は、第四十九条に規定する排除措置命令（排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第六十二条第一項に規定する納付命令（第八条第二

、第一項
、第二十条の七に
おいて読み替えて
準用する第一項
の相手方たる事業者との商品の再販売価格
(その相手方たる事業者又はその相手方たる事
業者の販売する当該商品を買い受け販売する

七 中小企業等協同組合法（昭和二十四年法律
第一百八十一号）

者団体の構成事業者に対するものを除く。) が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

項 繼子会社等は、同様に、
繫子会社等（第二十二条の七において
読み替えて準用す）を決定し、これを維持するためにする
正当な行為については、これを適用しない。ただし、当該行為が一般消費者の利益を不當に害

九 地方公営企業等の労働関係に関する法律
(昭和二十七年法律第二百八十九号)

付命令が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

する特定事業承継子会社等をいう。以下この項目においては、事業者がする行為にあつてはその商品を生産する事業者の意に反してする場合は、この限りでない。

十二年法律第百八十五号)
十一、國家公務員共濟組合法(昭和三十三年法律
律第二十八号)

第一節 評議會及内閣會議並ては
組織等

実行期間 同じく、公正取引委員会は、次の各号に該当する場合 第十八条の二第一項に規定する違反行為期間 でなければ、前項の規定による指定をしてはならない。
一 当該商品が一般消費者により日常使用され

十二 地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第一百五十二号）

第一條の目的を達成することを任務とする公正取引委員会を置く。

二、当該商品について自由な競争が行われていること。第一項の規定による旨定は、告示によつて二

第一項に規定する事業者は、同項に規定する再販売価格を決定し、これを維持するための契約をしたときは、公正取引委員会規則の定めるところにより、その契約の成立の日から三十日

第二十七條の二 公正取引委員会は、前条第一項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

三 不公正な取引方法の規制に関すること。

六五 四
獨占的状態に係る規制に関する事。
所掌事務に係る国際協力に関する事。
前各号に掲げるもののほか、法律（法律に

基づく命令を含む。)に基づき、公正取引委員会に属させられた事務

第二十九条 公正取引委員会は、独立してその職権を行う。委員長及び委員四人を以て、これを組織する。

委員長及び委員は、年齢が三十五年以上で、法律又は経済に関する学識経験のある者のうちから、内閣総理大臣が、両議院の同意を得て、

これを任命する。
委員長の任免は、天皇が、これを認証する。
委員長及び委員は、これを官吏とする。

委員長及び委員は、五年とす
る。但し、補員長及び委員の任期は、前
二者の義と用同ニシム。

任者の歿任期間とする。
委員長及び委員は、再任されることができる。

委員長及び委員は、年齢が七十年に達したときには、その地位を退く。

生じた場合において、国会の閉会又は衆議院の解散のため両議院の同意を得ることができないときは、内閣総理大臣は、前条第二項に規定す

る資格を有する者のうちから、委員長又は委員を任命することができる。この場合においては、壬午後最初の国会で両議院の事後の承認を得

われかに該当する場合を除いては、在任中の意に反して罷免されることがない。そこで、一破产手続開始の決定を受けた場合

三　懲戒免官の処分を受けた場合
　　この法律の規定に違反して刑に処せられた場合

五 四 拘禁刑以上の刑に処せられた場合
公正取引委員会により、心身の故障のため
職務を執ることができないと決定された場合

六 前条第四項の場合において、両議院の事後の承認を得られなかつたとき。

の場合においては、内閣総理大臣は、その委員長又は委員を罷免しなければならない。

第三十三条 委員長は公正取引委員会の会務を總理し、公正取引委員会を代表する。

公正取引委員会は、あらかじめ委員のうちから、委員長が故障のある場合に委員長を代理する者を定めておかなければならぬ。

第三十四条 公正取引委員会は、委員長及び二人以上の委員の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。

公正取引委員会の議事は、出席者の過半数を以て、これを決する。可否同数のときは、委員長の決するところによる。

第三十五条 公正取引委員会が第三十一条第五号の規定による決定をするには、前項の規定にかかわらず、本人を除く全員の一致がなければならぬ。

委員長が故障のある場合の第一項の規定の適用については、前条第二項に規定する委員長を代理する者は、委員長とみなす。

第三十六条 公正取引委員会の事務を処理させるため、公正取引委員会に事務総局を置く。

事務総局に事務総長を置く。

事務総長は、事務総局の局務を統理する。事務総局に官房及び局を置く。

内閣府設置法第十七条第三項から第八項までの規定は、前項の官房及び局の設置、所掌事務の範囲及び内部組織について準用する。

第四項の規定に基づき置かれる官房及び局の数は、三以内とする。

事務総局の職員中には、検察官、任命の際現に弁護士たる者又は弁護士の資格を有する者を加えなければならない。

前項の検察官たる職員の掌る職務は、この法律の規定に違反する事件に関するものに限る。

第三十五条の二 公正取引委員会の事務総局の地方機関として、所要の地に地方事務所を置く。

前項の地方事務所の名称、位置及び管轄区域は、政令で定める。

第一項の地方事務所には、所要の地にその支所を置き、地方事務所の事務を分掌させることができること。

前項の支所の名称、位置及び管轄区域は、内閣府令で定める。

第三十六条 委員長及び委員の報酬は、別に定め

委員長及び委員の報酬は、在任中、その意に反してこれを減額することができない。

第三十七条 委員長、委員及び政令で定める公正取引委員会の職員は、在任中、次の各号のいずれかに該当する行為をすることができない。

第三十九条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員は、事件に関する事実の有無又は法令の適用について、意見を外部に発表してはならない。但し、この法律に規定する場合又はこの法律に関する研究の結果を発表する場合は、この限りでない。

第四十条 委員長、委員及び公正取引委員会の職員並びに委員長、委員又は公正取引委員会の職員であった者は、その職務に関する知識したる事業者の秘密を他に漏洩し、又は窃用してはならない。

第四十一条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公務所、特別の法令により設立された法人、事業者若しくは事業者の団体又はこれらの職員に対し、出頭を命じ、又は必要な報告、情報若しくは資料の提出を求めることができる。

第四十二条 公正取引委員会は、その職務を行うために必要があるときは、公聴会を開いて一般の意見を求めることができる。

第四十三条 公正取引委員会は、この法律の適正な運用を図るために、事業者の秘密を除いて、必要な事項を一般に公表することができる。

第四十三条の二 公正取引委員会は、この法律に相当する外国の法令を執行する当局（以下この条において「外国競争当局」という。）に対し、その職務（この法律に規定する公正取引委員会の職務に相当するものに限る。次項において同じ。）の遂行に資すると認める情報の提供を行ふことができる。ただし、当該情報の提供を行ふこととが、この法律の適正な執行に支障を及ぼし、その他我が国の利益を侵害するおそれがあると認められる場合は、この限りでない。

公正取引委員会は、外国競争当局に対し前項に規定する情報の提供を行うに際し、次に掲げる事項を確認しなければならない。

二 当該外国競争當局が、公正取引委員会に対し、前項に規定する情報の提供に相当する情報の提供を行うことができる。

三 当該外国において、前項の規定により提供する情報のうち秘密として提供するものについて、当該外国の法令により、我が国と同じ程度の秘密の保持が担保されていること。

第四十四条 当該外国競争當局において、前項の規定により提供される情報については、外国における裁判所又は裁判官の行う刑事手続に使用されないよう適切な措置がとなければならない。

第四十五条 公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、国会に対し、毎年この法律の施行の状況を報告しなければならない。

公正取引委員会は、内閣総理大臣を経由して、その事実を報告し、適当な措置をとるべきことを求めることができる。

前項に規定する報告があつたときは、公正取引委員会は、事件について必要な調査をしなければならない。

第一項の規定による報告が、公正取引委員会規則で定めるところにより、書面で具体的な事實を摘要してされた場合において、当該報告に係る事件について、適当な措置をとり、又は措置をとらないこととしたときは、公正取引委員会は、速やかに、その旨を当該報告をした者に通知しなければならない。

公正取引委員会は、この法律の規定に違反する事実又は独占的状態に該当する事実があると思料するときは、職権をもって適当な措置をとることができる。

第四十六条 公正取引委員会は、独占的状態に該当する事実があると思料する場合において、前条第四項の措置をとることとしたときは、その旨を当該事業者の當む事業に係る主務大臣に通知しなければならない。

前項の通知があつた場合には、当該主務大臣は、公正取引委員会に対し、独占的状態の有無

その他の事項に関する必要な手続について規則を定めることができる。

前項の規定により事件の処理手続について規則を定めるに当たっては、排除措置命令、納付命令、競争回復措置命令、第四十八条の三第三項の認定及び第四十八条の七第三項の認定並びに前節の規定による決定（以下「排除措置命令、納付等」という）の名宛人となるべき者が自己の主張を陳述し、及び立証するための機会が十分に確保されること等当該手続の適正の確保が図られるよう留意しなければならない。

第九章 訴訟

第七十七条 排除措置命令等による行政事件訴訟法（昭和三十七年法律第百三十九号）第三条第一項に規定する抗告訴訟については、公正取引委員会を被告とする。

第七十八条 第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、裁判所は、被告の申立てにより、決定で、相当の担保を立てるべきことを原告に命ずることができる。

前項の申立てをするには、同項の訴えの提起が不正の目的（不正の利益を得る目的、他人に損害を加える目的その他の不正の目的をいう）によるものであることを疎明しなければならない。

第七十九条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起されたときは、その旨を公正取引委員会に通知するものとする。

裁判所は、前項の訴えが提起されたときは、公正取引委員会に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を求めることができる。

公正取引委員会は、第一項の訴えが提起されたときは、裁判所の許可を得て、裁判所に対し、当該事件に関するこの法律の適用その他の必要な事項について、意見を述べることができるものであることを疎明しなければならない。

第八十条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟においては、当事者の申立てにより、当事者に対し、当該侵害行為について立証するため必要な書類又は電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）の提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者は又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて規則を定める理由があるときは、この限りでない。

提出を命ずることができる。ただし、その書類の所持者は又はその電磁的記録を利用する権限を有する者においてその提出を拒むことについて規則を定める理由があるときには、この限りでない。

裁判所は、前項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかの判断をするため必要があると認めるときは、書類の所持者又は電磁的記録を利用する権限を有する者にその提示をさせることができる。この場合においては、何人も、その提示された書類又は電磁的記録の開示を求めることができない。

裁判所は、前項の場合において、第一項ただし書に規定する正当な理由があるかどうかについて前項後段の書類又は電磁的記録を開示してその意見を聴くことが必要であると認めるときは、当事者等（当事者（法人である場合にあつては、その代表者）又は当事者の代理人（訴訟代理人及び補佐人を除く。）、使用人その他の従業者をいう。次条第一項において同じ。）、訴訟代理人又は補佐人に対し、当該書類又は当該電磁的記録を開示することができる。

前項の規定は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟における侵害の停止又は予防に関する訴訟における当該侵害行為について立証するため必要な検証の目的の提示について準用する。

第八一条 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴訟において、その当事者が保有する営業秘密（不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第二条第六項に規定する営業秘密をいう。以下同じ。）について、次に掲げる事由のいずれにも該当することによっては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対し、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、訴訟記録の存する裁判所）に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。

ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示してはならない旨を命ずることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられたべき証拠（前条第三項の規定により

開示された書類又は電磁的記録を含む。）の内容に当事者の保有する営業秘密が含まれること。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

一 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいふ。以下同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、訴訟記録の存する裁判所）に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。

ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示してはならない旨を命ずることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられたべき証拠（前条第三項の規定により

てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

一 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいふ。以下同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、訴訟記録の存する裁判所）に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。

ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示してはならない旨を命ずることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられたべき証拠（前条第三項の規定により

てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

一 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいふ。以下同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、訴訟記録の存する裁判所）に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。

ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示してはならない旨を命ずることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられたべき証拠（前条第三項の規定により

てをした者又は相手方以外に当該秘密保持命令が発せられた訴訟において当該営業秘密に係る秘密保持命令を受けている者があるときは、その者に対し、直ちに、秘密保持命令を取り消す裁判をした旨を通知しなければならない。

二 前号の営業秘密が当該訴訟の進行の目的以外の目的で使用され、又は当該営業秘密に基づく当事者の事業活動に支障を生ずるおそれがあり、これを防止するため当該営業秘密の使用又は開示を制限する必要があること。

前項の規定による命令（以下「秘密保持命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

一 秘密保持命令を受けるべき者

二 秘密保持命令の対象となるべき営業秘密を特定するに足りる事実

三 前項各号に掲げる事由に該当する事実

一 秘密保持命令が発せられた場合には、その電子決定書（民事訴訟法第百二十二条において準用する同法第二百五十二条第一項の規定により作成された電磁的記録（同法第二百二十二条において準用する同法第二百五十三条第二項の規定により裁判所の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録されたものに限る。）をいふ。以下同じ。）を秘密保持命令を受けた者に送達しなければならない。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令は、秘密保持命令を受けた者に対する電子決定書の送達がされた時から、効力を生ずる。

秘密保持命令の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

秘密保持命令を受けた者は、訴訟記録の存する裁判所（訴訟記録の存する裁判所がない場合には、訴訟記録の存する裁判所）に対し、当該営業秘密を当該訴訟の追行の目的以外の目的で使用し、又は当該営業秘密に係るこの項の規定による命令を受けた者以外の者に開示してはならない旨を命ずることができる。

ただし、その申立ての時までに当事者等、訴訟代理人又は補佐人が第一号に規定する準備書面の閲読又は同号に規定する証拠の取調べ若しくは開示してはならない旨を命ずることができる。

秘密保持命令の取消しの申立てについての裁判があつた場合には、その電子決定書をその申立てをした者及び相手方に送達しなければならない。

既に提出され、若しくは提出されるべき準備書面に当事者の保有する営業秘密が記載され、又は既に取り調べられ、若しくは取り調べられたべき証拠（前条第三項の規定により

二 地方裁判所又は高松地方裁判所、仙台地方裁判所、札幌地方裁判所、福岡地方裁判所、東京地方裁判所

三 方裁判所又は大阪地方裁判所

四 方裁判所（大阪地方法院を除く。） 東京地方法院

五 方裁判所（名古屋地方法院を除く。） 東京地方法院

六 方裁判所（広島地方法院を除く。） 東京地方法院

七 方裁判所（仙台地方法院を除く。） 東京地方法院

八 方裁判所（札幌地方法院を除く。） 東京地方法院

九 方裁判所又は札幌地方法院

一〇 高松高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所又は仙台地方法院

一一 札幌高等裁判所の管轄区域内に所在する地方裁判所（札幌地方法院を除く。） 東京地方法院

一二 の訴えで第二十四条の規定による請求を含む数個の請求をする場合における民事訴訟法第七条の規定の適用については、同条中「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）」とあるのは、「第四条から前条まで（第六条第三項を除く。）及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第八十四条の二第一項」とする。

第十八条の三 第八十九条から第九十一条までの罪に係る訴訟の第一審の裁判権は、地方裁判所に属する。

第十八条の四 前条に規定する罪に係る事件について、刑事訴訟法（昭和二十三年法律第百三十一号）第二条の規定により第八十四条の二第一項各号に掲げる裁判所が管轄権を有する場合には、それぞれ当該各号に定める裁判所も、その事件を管轄することができる。

第十八条の五 次に掲げる訴訟及び事件は、東京地方裁判所の管轄に専属する。

第一条 第一项に規定する抗告訴訟

二 第七十条の四第一項、第七十条の五第一項及び第二項、第九十七条並びに第九十八条に規定する事件

第八十五条の二 第二十五条の規定による損害賠償に係る訴訟の第一審の裁判権は、東京地方裁判所に属する。

第八十六条 東京地方裁判所は、第八十五条各号に掲げる訴訟及び事件並びに前条に規定する訴訟については、三人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする。

前項の規定にかかるらず、東京地方裁判所は、同項の訴訟及び事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をそなへる。

前項の場合には、判事補は、同時に三人以上合議体に加わり、又は裁判長となることができる。

第八十七条 東京地方裁判所がした第八十五条第一号に掲げる訴訟若しくは第八十五条の二に規定する訴訟についての終局判断に対する控訴又は第八十五条第二号に掲げる事件についての決定期に対する抗告が提起された東京高等裁判所においては、当該控訴又は抗告に係る事件について、五人の裁判官の合議体で審理及び裁判をする旨の決定をその合議体ですることができる。

第八十七条の二 裁判所は、第二十四条の規定による侵害の停止又は予防に関する訴えが提起された場合において、他の裁判所に同一又は同種の行為に係る同条の規定による訴訟が係属しているときは、当事者の住所又は所在地、尋問を受けるべき証人の住所、争点又は証拠の共通性その他的事情を考慮して、相当と認めるときは、申立てにより又は職權で、訴訟の全部又は一部について、当該他の裁判所又は当該訴えにつき第八十四条の二第一項の規定により管轄権を有する他の裁判所に移送することができる。

第八十八条 排除措置命令等に係る行政事件訴訟法第三条第一項に規定する抗告訴訟については、國の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律（昭和二十二年法律第一百九十四号）第六条の規定は、適用しない。

第八十九条 次の各号のいずれかに該当するものは、五年以下の拘禁刑又は五百万円以下の罰金に処する。

一 第三条の規定に違反して私的独占又は不当な取引制限をした者

二 第八条第一号の規定に違反して一定の取引分野における競争を実質的に制限したものに處する。

第九十条 次の各号のいずれかに該当するものは、二年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に處する。

一 第六条又は第八条第二号の規定に違反して不当な取引制限に該当する事項を内容とする国際的協定又は国際的契約をしたもの

二 第八条第三号又は第四号の規定に違反したもの

三 排除措置命令又は競争回復措置命令が確定した後においてこれに従わないもの

第九十一条 第十一条第一項の規定に違反して株式を取得し、若しくは所有し、若しくは同条第二項の規定に違反して株式を所有した者又はこれらの規定による禁止若しくは制限につき第十七条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は二百萬円以下の罰金に處する。

第九十二条 次の各号のいずれかに該当する者は、二百万円以下の罰金に處する。

一 第九条第四項の規定に違反して報告書を提出せざり、又は虚偽の記載をした報告書を提出した者

二 第九条第七項の規定に違反して届出をせざり、又は虚偽の記載をした届出書を提出せざりた者

三 第十条第二項の規定に違反して届出をせざりた者

四 第十条第八項の規定に違反して株式の取得をした者

五 第十五条第二項の規定に違反して届出をせざり、又は虚偽の記載をした届出書を提出せざりた者

六 第十五条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して合併による設立又は変更の登記をした者

七 第十五条の二第二項及び第三項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

八 第十五条の二第四項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同新設分割による設立の登記又は吸収分割による変更の登記をした者

九 第十五条の三第二項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して共同株式移転による設立の登記をした者

十一 第十六条第二項の規定に違反して届出せず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

十二 第十六条第三項において読み替えて準用する第十条第八項の規定に違反して第十六条第一項第一号又は第二号に該当する行為をした者

十三 第二十三条第六項の規定に違反して届出をせず、又は虚偽の記載をした届出書を提出した者

第十九条 第八十九条から第九十一条までの罪を犯した者には、情状により、拘禁刑及び罰金を併科することができる。

第九十三条 第三十九条の規定に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は百万円以下の罰金に処する。

第九十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の拘禁刑又は三百万円以下の罰金に処する。

一 第四十七条第一項第一号又は第二項の規定による事件関係人又は参考人に対する处分に違反して出頭せず、陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又は報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者

二 第四十七条第一項第二号又は第二項の規定による鑑定人に対する处分に違反して出頭せず、鑑定をせず、又は虚偽の鑑定をした者

三 第四十七条第一項第三号又は第二項の規定による物件の所持者に対する处分に違反して物件を提出しない者

四 第四十七条第一項第四号又は第二項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

第五十四条の二 第四十条の規定による处分に違反して出頭せず、報告、情報若しくは資料を提出した者は、三百万円以下の罰金に処する。

第五十四条の三 秘密保持命令に違反した者は、五年以下の拘禁刑若しくは五百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

前項の罪は、告訴がなければ公訴を提起することができない。

交付しなければならない。この場合において、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）又は犯則の事実が明らかであるときは、これらの事項をも記載しなければならない。

第二項の場合においては、許可状に、前項に規定する事項のほか、差し押さえるべき電子計算機に電気通信回線で接続している記録媒体について、その電磁的記録を複写すべきものの範囲を記載しなければならない。

第三条 委員会職員は、犯則事件を調査するた
付して、臨検、捜索、差押さえ又は記録命令付差押えをさせることができる。

委員会職員は、犯則事件を調査するため必要があるときは、許可状の交付を受けて、犯則嫌疑者から発し、又は犯則嫌疑者に對して発した郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものを差し押さえることができる。

委員会職員は、前項の規定に該当しない郵便物、信書便物又は電信についての書類で法令の規定に基づき通信事務を取り扱う者が保管し、又は所持するものが差し押さえることが可能であると認めるに足りる状況があるものに限り、許可状の交付を受け、これを差し押さえることができる。

委員会職員は、前二項の規定による処分をした場合は、その旨を発信人又は受信人に通知しなければならない。ただし、通知によつて犯則事件の調査が妨げられるおそれがある場合は、この限りでない。

第三条の二 委員会職員は、差押さえ又は記録命令付差押えをする必要があるときは、電気令付差押えをするため必要があるときは、電気通信を行うための設備を他人の通信の用に供する事業を営む者は自己の業務のために不特定若しくは多数の者の通信を媒介することのできる電気通信を行うための設備を設置している者に対し、その業務上記録している電気通信の送信元、送信先、通信日時その他の通信履歴の電磁的記録のうち必要なものを特定し、三十日を超えない期間を定めて、これを消去しないよう、書面で求めることができる。この場合において、当該電磁的記録について差押さえ又は記録命令付差押えをする必要がないと認めるに至つたときは、当該求めを取り消さなければならない。

前項の規定により消去しないよう求める期間については、特に必要があるときは、三十日を

超えない範囲内で延長することができる。ただし、消去しないよう求める期間は、通じて六十日を超えることができない。

第一項の規定による求めを行なう場合において、必要があるときは、みだりに当該求めに関する記載を漏らさないよう求めることができる。

第三条の三 差し押さえるべき物件が電磁的記録に係る記録媒体であるときは、委員会職員は、その差押えに代えて次に掲げる処分をすることができる。

一 差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写し、印刷し、又は移転した上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

二 差押えを受ける者に差し押さえるべき記録媒体に記録された電磁的記録を他の記録媒体に複写させ、印刷させ、又は移転させた上、当該他の記録媒体を差し押さえること。

第四条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、許可状に夜間でも執行することができる。記録命令付差押えは、必要があると認めると、日没前に開始した臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えは、必要があると認めると、は、日没後まで継続することができます。

第五条 臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えの許可状は、これらの処分を受ける者に提示しなければならない。

第六条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするときは、その身分を示す証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

第七条 委員会職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするため必要があるときは、封を開き、その他必要な処分をすることができる。

第八条 前項の処分は、領置物件、差押物件又は記録命令付差押えをするべき者にその謄本を交付しなければならない。

第九条 委員会職員は、臨検又は捜索若しくは差押えを受ける者に対し、電子計算機の操作その他必要な協力を求めることができる。

第一百条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするべき者にその謄本を交付しなければならない。

第一百零一条 委員会職員は、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをするに際し必要があるときは、警察官の援助を求めることができる。

第一百零二条 委員会職員は、この章の規定により質問、検査、領置、臨検、捜索、差押え又は記録命令付差押えをしてたときは、その処分を行つた年月日及びその結果を記載した調書を作成し、質問を受けた者又は立会人に示し、これらの者とともにこれに署名押印しなければならない。ただし、質問を受けた者又は立会人が署名押印せず、又は署名押印することができないときは、その旨を付記すれば足りる。

第一百零三条 委員会職員は、領置、差押え又は記録命令付差押えをしてたときは、その目録を作成し、領置物件、差押物件若しくは記録命令付差押物件の所有者、持者若しくは保管者（第百三十三条の三の規定による処分を受けた者を含む。）又はこれらの者に代わるべき者にその謄本を交付しなければならない。

第一百零四条 運搬又は保管に不便な領置物件、差押物件又は記録命令付差押物件は、その所有者又は持者その他委員会職員が適当と認める者に、その承諾を得て、保管証を徴して保管させることができる。

第一百零五条 公正取引委員会は、領置物件、差押え又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者にこれを還付しなければならない。

第一百零六条 委員会職員は、領置物件、差押え又は記録命令付差押物件について留置の必要がなくなつたときは、その返還を受けるべき者に前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に交付しなければならない。

第一百零七条 鑑定人は、第二項の処分を受ける者に前項の請求があつた場合において、裁判官は、当該請求を相当と認めるときは、犯則嫌疑者の氏名（法人については、名称）、罪名、破壊すべき物件及び鑑定人の氏名並びに請求者の官職及び氏名、有効期間、その期間経過後は執行に着手することができずこれを返還しなければならない旨、交付の年月日及び裁判所名を記載し、自己の記名押印した許可状を委員会職員に示さなければならない。

する株式を除く。附則第七条第一項において同一の取得価額（新法第九条の二第一項に規定する取得価額をいう。以下同じ。）の合計額

二 昭和五十一年十二月三十一日に所有してい
た国内の会社の株式の取得価額（同日の翌日
から施行日の前日までに、当該株式について
割り当てられる新株を取得し、又は当該株式
についての利益の配当としての新株を取得し
た場合においては、当該新株の取得価額を含
み、当該株式会社がその間に行われた合併に
係るものである場合においては、当該合併に
より消滅した会社が昭和五十一年十二月三十一
日に所有していた国内の会社の株式の取得
価額を含む。附則第七条第一項第一号ロ及び
第二号ロにおいて同じ。）の合計額

一 合併後存続する株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 合併の時にその株式会社及び当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和

ロ 昭和五十一年十二月三十一日にその株式会社及び当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和

二 合併により設立された株式会社 次に掲げる額のいずれか少ない額

イ 合併の時に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和

ロ 昭和五十一年十二月三十一日に当該合併により消滅した会社がそれぞれ所有していた国内の会社の株式の取得価額の合計額の和

第三条 前項の場合において、基準額とみなされる額が同項第一号ロ又は第二号ロに掲げる額であるときは、当該合併の日から起算して一年を経過するまでの間は、それぞれ同項第一号イ又は第二号イに掲げる額を基準額とみなして、新法第九条の二第一項の規定を適用する。

第四条 金融業を営む会社（新法第十一条第一項に規定する金融業を営む会社で保険業を営む会社以外のものをいい、以下「金融会社」という。）が施行日に国内の会社の株式（同項第三号に規定する場合における当該所有する株式を除く。以下この条において同じ。）をその発行済の株式の総数の百分の五（以下「基準株式数」という。）を超えて所有している場合（当該国内の会社の発行済の株式の総数の百分の十を超えて所有している場合にあつては、旧法第十二条第一項ただし書若しくは同条第二項の認可を受け、又は同条第一項第一号若しくは第二号の一に該当して所有している場合に限る。）におけるその金融会社による当該国内の会社の株式の取得又は所有については、施行日から十五年間は、次に掲げる株式の数のいずれか少ない数（以下「特例基準株式数」という。）を基準株式数とみなして、新法第十二条の規定を適用する。ただし、特例基準株式数が基準株式数以下であるとき、又は基準株式数が増加して特例基準株式数以上となつたときは、この限りでない。

二 昭和五十一年十二月三十一日に所有してい
た当該国内の会社の株式の数

三 施行日における当該国内の会社の発行済の
株式の総数の百分の十

前項第二号に規定する株式につき、昭和五十
一年一月一日から施行日の前日までの間に、次
の各号に掲げる事由が生じたときは、昭和五十
一年十二月三十一日に所有していた当該国内の
会社の株式の数に、それぞれ当該各号に定める
株式の数を加えた数（第四号に掲げる事由が生
じたときは、同号に定める株式の数を減じた
数）を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

一 株式の分割があつたとき 同日に所有して
いた株式の分割により増加した株式の数

二 新株の発行又は株式による利益の配当があ
つたとき 同日に所有していた株式について取
り当てられた新株又は利益の配当として取
得した新株の数

三 当該国内の会社が合併して存続するとき
同日に所有していた合併により消滅した会社
の株式について割り当てられた当該存続する
会社の株式の数

四 株式の併合又は消却があつたとき 同日に
所有していた株式の併合又は消却により減少
した株式の数

昭和五十二年一月一日から施行日の前日まで
の間に合併により設立された国内の会社に係る
第一項の規定の適用については、昭和五十一年
十二月三十一日に所有していた当該合併により
消滅した会社の株式について割り当てられた当
該合併により設立された会社の株式の数の和を
同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

昭和五十二年一月一日から施行日の前日まで
の間に国内の会社の合併が行われ、合併した会
社の一方が存続する場合において、第一項の規
定の適用を受ける金融会社が昭和五十一年十二
月三十一日に当該合併後存続する会社の株式を
所有していなかつたときは、同日に所有してい
た当該合併により消滅した会社の株式について
割り当てられた当該合併後存続する会社の株式
の数を同項第二号に掲げる株式の数とみなす。

金融会社が施行日に所有する国内の会社の株
式の数が特例基準株式数（第一項ただし書に該
当する場合にあつては、基準株式数）を超えて
いる場合（同項第三号に掲げる株式の数が特例
基準株式数となる場合を除く。）においては、
施行日から一年間は、施行日に所有する株式の

6 第一項の規定により同項第三号に掲げる株式の数を基準株式数とみなして、新法第十一條の規定を適用する。この場合においては、第七項の規定を準用する。

7 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものについて、施行日以後に第二項各号に掲げる事由が生じたときは、特例基準株式数に、同項の規定の例により加減した株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、同項第二号の規定の適用により加算される株式（準備金の資本への組入れにより無償で割り当てられた新株を除く。）については、取得の日から二年以内において所有する場合に限る。

8 金融会社の所有する国内の会社の株式で第一項の規定の適用を受けるものを発行する国内の会社が合併により消滅した場合において、その金融会社が次の各号に掲げる国内の会社の株式を基準株式数を超えて所有することとなるときは、当該国内の会社の株式について、それぞれ当該各号に定める株式の数を特例基準株式数とみなす。ただし、当該合併後存続する会社の株式について前項の規定の適用があるときは、この限りでない。

一 当該合併後存続する会社 合併の時に所有していたその会社の株式の数に合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併後存続する会社の株式を加えた数

二 当該合併により設立された会社 合併の時に所有していた当該合併により消滅した会社の株式について割り当てられた当該合併により設立された会社の株式の数の和

第九条 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお從前の例による。

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五六年六月九日法律第七五号）

この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日（昭和五十七年十月一日）から施行する。ただし、第一条中非訟事件手続法第百三十条第二条ノ二第一項の改正規定、第二条中担保附社債信託法第三十四条の改正規定、第三条、第四条及び第七条の規定、第八条中農業協同組合法第十条第七項の改正規定、第十一条中中国有財産法第二条第一項第六号の改正規定（「を含む。」）の下に「新株引受権證券」を加える部分に限る。）、第十三条中中小企業等協同組合法第九条の八第五項の改正規定、第二十四条中商金庫法第五十三条第三項の改正規定、第二十六条规定、第三十一条中労働金庫法第五十八条第六項の改正規定、第四十一条中商業登記法第八十二条の次に「を加える改正規定及び第四十八条の規定並びに第四十五条及び第四十八条の規定は、商法等の一部を改正する法律附則第一条ただし書の政令で定める日から施行する。

附 則（昭和五七年七月二三日法律第六九号）抄

（施行期日等）

この法律は、公布の日から施行する。

（経過措置）

次の各号に掲げるものについては、それぞれ当該各号に定める規定にかかわらず、なお従前の例による。

3

一 國際的協定又は國際的契約であつてこの法律の施行前にしたものに係る届出、第一条の規定による改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第六条第二項

この法律（附則第一項第四号及び第五号に掲げる規定については、当該各規定）の施行前にした行為並びに附則第三項第一号の規定により従前の例によることとされる届出に係るこの法律の施行後にした行為及び同項第二号の規定により従前の例によることとされるトランプ類税に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

		第一条 この法律は、昭和五十七年十月一日から施行する。
附 則	八号	(施行期日) この法律(第一条を除く。)は、昭和五十九年七月一日から施行する。
附 則	二号	2 この法律の施行の日の前日において法律の規定により置かれている機関等で、この法律の施行の日以後は国家行政組織法又はこの法律による改正後の関係法律の規定に基づく政令(以下「関係政令」という。)の規定により置かれたととなるものに關し必要となる経過措置その他この法律の施行に伴う関係政令の制定又は改廃に関し必要となる経過措置は、政令で定めることができる。
附 則	二号	(昭和五八年一二月三日法律第八 (施行期日)抄
第一条	五号	第一条 この法律は、昭和五十九年四月一日から施行する。
附 則	三号	附 則 (昭和六一年四月一八日法律第二 (施行期日)抄
第一条	二号	第一条 この法律は、昭和六十一年十月八日までの間ににおいて政令で定める日から施行する。
附 則	二号	附 則 (昭和六一年一二月四日法律第九 (施行期日)
第一条	二号	第一条 この法律は、昭和六十二年四月一日から施行する。
附 則	二号	(罰則の適用に関する経過措置)
第四十一条	二号	第四十一条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の規定によりなお従前の例によることとされる事項に係るこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
(政令への委任)	二号	第四十二条 附則第二条から前条までに定めるものは、この法律の施行に關し必要な事項は、政令で定める。
附 則	二号	附 則 (平成二年六月二九日法律第六五 (平成三年四月二六日法律第四二 号)
附 則	二号	この法律は、商法等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

（施行期日）
この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
（経過措置）
改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）の規定は、次項に定めるものを除き、この法律の施行の日（以下「施行日」という。）以後に開始された行為について適用し、施行日前に既になくなつてゐる行為については、なお従前の例による。
（新法の規定は、施行日前に開始され、施行日以後に終わった行為のうち施行日以後に係るものについて適用し、当該行為のうち施行日前に係るものについては、なお従前の例による。）
の場合において、当該行為の実行としての事業活動を行つた日から当該行為の実行としての事業活動がなくなるまでの期間が三年を超えるときは、当該行為の実行としての事業活動がなくなる日からさかのぼつて三年間を実行期間とみなす。
前項の場合において、新法第七条の二第一項（新法第八条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）ただし書及び改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第七条の二第一項（旧法第八条の三において準用する場合を含む。以下同じ。）ただし書の規定の適用については、新法第七条の二第一項本文又は第二項（新法第八条の三において準用する場合を含む。）及び旧法第七条の二第一項本文の規定により計算した課徴金に相当する額の合計額が五十万円未満であるときは、その納付を命ずることができない。
附 則（平成四年六月二六日法律第八七号）抄
（施行期日）
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。
附 則（平成五年一月一二日法律第八八号）
（施行期日）
〇七号
この法律は、公布の日から起算して三十日を経過した日から施行する。
附 則（平成五年一月一二日法律第八八号）
（施行期日）
第一条 この法律は、行政手続法（平成五年法律第八十八号）の施行の日から施行する。

(諮詢等がされた不利の處分に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前に法令に基づき審議会その他の合議制の機関に対し行政手続法第十三条に規定する聽聞又は弁明の機会の付与の手続その他の意見陳述のための手続に相当する手続を執るべきことの諮詢その他の求めがされた場合においては、当該諮詢その他の求めに係る不利益処分の手続については、この法律による改正後の関係法律の規定にかかるらず、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

第十三条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(聽聞に関する規定の整理に伴う経過措置)

第十四条 この法律の施行前に法律の規定により行われた聽聞、聽問若しくは聴聞会(不利益処分に係るもの)を除く。又はこれらのための手続は、この法律による改正後の関係法律の相当規定により行われたものとみなす。

(政令への委任)

第十五条 附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八二号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

附 則 (平成八年六月一四日法律第八三号) 抄
(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 改正後の第三十条第三項の規定は、この法律の施行後に任命される委員長及び委員から適用する。

附 則 (平成八年六月二一日法律第九五号) 抄
(施行期日)

第一条 この法律は、平成九年四月一日から施行する。

○号 抄
附 則 (平成八年六月二六日法律第一一附 則 (平成九年六月一八日法律第八七号)
この法律は、新民訴法の施行の日から施行する。

第八条 (政令への委任)
附則第二条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一〇年六月三日法律第九〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

號附見

10

附 則 (平成一〇年六月一五日法律第一〇七号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、平成十年十一月一日から施行する。
第二条 (施行期日)
一三二号
附 則 (平成一〇年一〇月一六日法律第一〇八号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、金融再生委員会設置法(平成十年法律第二百三十号)の施行の日から施行する。
第二条 この法律による改正前の担保附社債信託法、信託業法、農林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素化に関する法律、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組合による金融事業に関する法律、船主相互保険組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法律、登録免許税法、金融機関の合併及び転換に関する法律、外国証券業者に関する法律、農村地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律、抵当証券業の規制等に関する法律、金融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、国際的な協力の下に規制薬物に関する不正行為を助長する行為等の防止を図るためにの麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度及び証券取引制度の改革のための関係法律の整備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の特例等に関する法律、特定目的会

する法律（以下「旧担保附社債信託法等」とい
う。）の規定により内閣総理大臣その他の国の機
関がした免許、許可、認可、承認、指定その
他の処分又は通知その他の行為は、この法律に
による改正後の担保附社債信託法、信託業法、農
林中央金庫法、無尽業法、銀行等の事務の簡素
化に関する法律、金融機関の信託業務の兼當等
に関する法律、私の独占の禁止及び公正取引の
確保に関する法律、農業協同組合法、証券取引
法、損害保険料率算出団体に関する法律、水産
業協同組合法、中小企業等協同組合法、協同組
合による金融事業に関する法律、船主相互保険
組合法、地方税法、証券投資信託及び証券投資
法人に関する法律、信用金庫法、長期信用銀行
法、貸付信託法、中小漁業融資保証法、信用保
証協会法、労働金庫法、自動車損害賠償保障
法、農業信用保証保険法、地震保険に関する法
律、登録免許税法、金融機関の合併及び換権に
関する法律、抵當証券業の規制等に関する法律、農村
地域工業等導入促進法、農水産業協同組合貯金
保険法、銀行法、貸金業の規制等に関する法律、
有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する
法律、抵當証券業の規制等に関する法律、金融
融先物取引法、前払式証票の規制等に関する法
律、商品投資に係る事業の規制に関する法律、
国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を
助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向
精神薬取締法等の特例等に関する法律、特定債
権等に係る事業の規制に関する法律、金融制度
及び証券取引制度の改革のための関係法律の整
備等に関する法律、協同組織金融機関の優先出
資に関する法律、不動産特定共同事業法、保険
業法、金融機関等の更生手続の特例等に関する
法律、農林中央金庫と信用農業協同組合連合会
との合併等に関する法律、日本銀行法、銀行持
株会社の創設のための銀行等に係る合併手続の
特例等に関する法律、特定目的会社による特定
資産の流動化に関する法律又は金融システム改
革のための関係法律の整備等に関する法律（以
下「新担保附社債信託法等」という。）の相当
規定に基づいて、金融再生委員会その他の相当
の機関がした免許、許可、認可、承認、指
定その他の処分又は通知その他の行為とみな
す。

は、新担保附社債信託法等の規定により内閣総理大臣その他の国の機関に対し報告、届出、提出その他の手続をしなければならない事項で、この法律の施行の日前にその手續がされていないものについては、これを、新担保附社債信託法等の相当規定により金融再生委員会その他の相当の国の機関に対する手續をしなければならない事項についてその手續がされていないものとみなして、新担保附社債信託法等の規定を適用する。

第三条 この法律の施行の際現に効力を有する旧担保附社債信託法等の規定に基づく命令は、新担保附社債信託法等の相当規定に基づく命令としての効力を有するものとする。

第四条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第五条 前三条に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成一一年六月二三日法律第八〇号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一月を経過した日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第五条 この法律の施行前にした行為及び附則第三条第一項の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則 (平成一一年七月一六日法律第一〇二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成十一年法律第八十八号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略

二 附則第十条第一項及び第五項、第十四条第三項、第二十三条、第二十八条並びに第三十三条の規定 公布の日

条第十二号を同条第十一号とする改正規定
公布の日から起算して一月を経過した日
二 第七十九条を削る改正規定、第七十八条を
第七十九条とし、第七十七条の次に一条を加
える改正規定及び第八十五条の改正規定(同
条第一号に係る部分に限る)行政事件訴訟
法の一部を改正する法律(平成十六年法律第
八十四号)附則第一条本文の政令で定める日
又はこの法律の公布の日のいづれか遅い日
(施行日前に勧告等があつた場合についての經
過措置)

第二条 この法律の施行の日(以下「施行日」と
いふ)前に一の違反行為について当該違反行
為をした事業者又は事業者団体若しくはその構
成事業者(構成事業者が他の事業者の利益のた
めにする行為を行うものである場合には、その
事業者を含む)の全部又は一部に対し改正前
の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する
法律(以下「旧法」という)第四十八条第一
項若しくは第二項の規定による勧告、旧法第四
十八条の二第四項の規定による意見を述べ、及
び証拠を提出する機会の付与又は旧法第五十条
第二項の規定による審判開始決定書の賛本の送
達があつた場合における当該違反行為を排除す
るために必要な措置を命ずる手続、課徴金の額
の計算並びにその納付を命ずる要件及び手続、
審判手続(速記者の立会いその他の公正取引委
員会規則で定める事項に係るものを除く)、当
該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手
続その他これらに類するものとして公正取引委
員会規則で定めるものについては、なお從前の
例による。

(既往の違反行為に関する経過措置)

第三条 この法律の施行の際旧法第四十八条第一
項若しくは第二項の規定による勧告又は旧法第一
五十条第二項の規定による審判開始決定書の賛
本の送達がされることなくその行為がなくなつ
た日から一年を経過している違反行為について
は、改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律(以下「新法」という)第七
条第二項(新法第八条の二第二項及び第二十条
第二項において準用する場合を含む。以下この
条において同じ。)の規定にかかわらず、新法
第七条第二項に規定する措置を命ずることがで
きない。
(課徴金に関する経過措置)

第四条 新法第七条の二第一項(新法第八条の三
において読み替えて準用する場合を含む。)又
は第五十四条第一項若しくは第二項の規定に
よる通知をする場合において当該違反行為が平
成十八年一月四日前に開始され、同日以後に不
規定期間に係るものについては、課徴金の納
付を命ずることができない。

2 第五条 私的独占の禁止及び公正取引の確保に
關する法律の一部を改正する法律(平成二十五年
法律第百号)による改正後の私的独占の禁止及
び公正取引の確保に関する法律(以下この条並
びに附則第七条及び第八条において「新私的独
占禁止法」という)第七条の二第一項(新私
的独占禁止法第八条の三において読み替えて準
用する場合を含む。)又は第二項に規定する違
反行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の
三において読み替えて準用する場合を含む。)
に規定するものを除く。)について新私的独占
禁止法第六十二条第四項において読み替えて準
用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定
による通知をする場合において当該違反行為が
平成十八年一月四日前に開始され、同日以後に不
規定期間に係るものであるときは、当該違反行為の
規定期間に係るものについては、課徴金の納
付を命ずることができない。

3 第六条 新私的独占禁止法第七条の二第一項(新私
的独占禁止法第八条の三において読み替えて準
用する場合を含む。)又は第二項に規定する違反
行為(旧法第七条の二第一項(旧法第八条の三
において読み替えて準用する場合を含む。)に規
定期間に係るものについては、課徴金の納付を命
ずることができない。

4 第七条 合計額」とする。
(審決及び納付命令に関する経過措置)

第五条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三又
は二第二十九項本文及び第六十三条第一項本文
の規定の適用については、これらの規定中「そ
の額」とあるのは「その額中当該違反行為のう
ち平成十八年一月四日以後に係るものに対応す
る部分の金額」と、「控除した額」とあるのは
「控除した額(当該対応する部分の金額が当該
罰金額の二分の一を下回る場合には、零円)」と
当該違反行為のうち同日前に係るものに対応す
る部分の金額との合計額」とする。

5 第二項の場合における新私的独占禁止法第七
条の二第二十九項ただし書の規定の適用につい
ては、同項ただし書中「第一項、第四項から第九
項まで、第十一項若しくは第十二項の規定によ
り計算した額が当該罰金額の二分の一に相当す
る金額を超えないとき、又は当該控除後の額」
とあるのは、「私的独占の禁止及び公正取引の確
保に関する法律の一部を改正する法律(平成
十七年法律第三十五号)附則第五条第四項の規
定により読み替えて適用されるこの項本文に規
定する合計額」とする。

6 第二項の場合における新私的独占禁止法第六
十三条第一項ただし書の規定の適用について
は、同項ただし書中「当該納付命令に係る課徴
金の額が当該罰金額の二分の一に相当する金額
を超えないとき、又は当該変更後の額」とある
のは、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に
關する法律の一部を改正する法律(平成
十七年法律第三十五号)附則第五条第四項、第五十三条の三
による審決(旧法第八条の四第一項に規定する措
置を命ずるもの除外)を受けた者が平成十
八年一月四日以後においてこれに違反している
ときは、当該審決を独占禁止法の規定による排
除措置命令とみなして、独占禁止法第九十七条
(独占禁止法第九十条第三号に係る部分に限る
。)並びに第五項、第九十五条の二並びに第九
十五条の三の規定を適用する。

7 第八条 旧法第四十八条第四項、第五十三条の三
又は第五十四条第一項若しくは第二項の規定に
よる審決(旧法第八条の四第一項に規定する措
置を命ずるもの除外)を受けた者が平成十
八年一月四日以後においてこれに違反している
ときは、当該審決を独占禁止法の規定による排
除措置命令とみなして、独占禁止法第九十七条
(処分、手続等に関する経過措置)

第九条 前三条に規定するもののほか、旧法の規
定によつてした処分、手続その他の行為は、公
正取引委員会規則で定めるところにより、新法
の相当の規定によつしたものとみなす。

(東京高等裁判所の専属管轄事件の見直しに伴
う経過措置)

第十条 この法律の施行の際に東京高等裁判所
に係属している旧法第八十九条から第九十一条

は第二項に規定する違反行為(旧法第七条の二
くつたものであるときは、当該違反行為のう
ち同日前に係るものについての課徴金の額の計
算(売上額に乘ずる率に限る。)については、
なお從前の例による。

前項の場合における新私的独占禁止法第七条
の二第一項(新私的独占禁止法第八条の三にお
いて読み替えて準用する場合を含む。)に規定する
二項に規定する違反行為(旧法第七条の二第一
項(旧法第八条の三において読み替えて準用す
る場合を含む。)に規定するものに限る。)であ
りて施行日前に既になくなつているものにつ
いては、課徴金の納付を命ずることができな
い。

第一項(旧法第八条の三において読み替えて準
用する場合を含む。)に規定するものに除く。)
であつて施行日前に既になくなつているものにつ
いて施行日前に既になくなつているものにつ
いては、課徴金の納付を命ずることができる。
第一項(新私的独占禁止法第八条の三において
読み替えて準用する場合を含む。)に規定するものに
除く。が確定した場合において、当該審決を受
けた者に對して施行日以後に損害賠償の請求が
されるときは、当該審決を新法の規定により確
定した納付命令とみなして、新法第二十六条の
規定を適用する。

第二項に規定する審決がされず、旧法第五十四
条の二第一項の規定による審決(旧法第八条第
一項第一号又は第二号の規定に違反する行為を
した事業者団体の構成事業者に対するものを除
く。)が確定した場合において、当該審決を受
けた者に對して施行日以後に損害賠償の請求が
されるときは、当該審決を新法の規定により確
定した納付命令とみなして、新法第二十六条の
規定により確定した排除措置命令とみなして、
新法の規定により確定した排除措置命令とみな
して、新法第二十六条の規定を適用する。

前項に規定する審決がされず、旧法第五十四
条の二第一項の規定による審決(旧法第八条第
一項第一号又は第二号の規定に違反する行為を
した事業者団体の構成事業者に対するものを除
く。)が確定した場合において、当該審決を受
けた者に對して施行日以後に損害賠償の請求が
されるときは、当該審決を新法の規定により確
定した納付命令とみなして、新法第二十六条の
規定により確定した排除措置命令とみなして、
新法の規定により確定した排除措置命令とみな
して、新法第二十六条の規定を適用する。

第八条まで、附則第十五条及び附則第六条第二項において「新私的独占禁止法」という。第七条の二第四項又は第二十条の二から第二十

条の六までに規定する違反行為についてこれら
の規定による課徴金の納付を命ずる場合におい
て、当該違反行為が施行日前に開始され、施行

日以後になくなつたものであるときは、当該違
反行為のうち施行日前に係るものについては、
第六条 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定
によつて課徴金の納付を命ずることができない。

2 新私的独占禁止法第七条の二第一項の規定に定められた課徴金の納付を命ずる場合においては、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなつている場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

より課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が同条第八項各号に規定する行為に該当する行為をした場合（施行日以後にした場合に限る。）における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に係るものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第九項の規定を適用しない。

3 新私的独占禁止法第七条の二第二十四項の規定は、旧独占禁止法第七条の二第一項若しくは第二項に規定する違反行為をした事業者（会社以外の法人に限る。）が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合併により設立された法人及び当該違反行為をした事業者（会社に限る。）が施行日前に合併により消滅した場合における合併後存続し、又は合

4 併により設立された会社以外の法人について
は、適用しない。

私的独占禁止法第二十条の七において読み替えて準用する場合を含む。以下この項において同じ。)の規定は、施行日以後に新私的独占禁止法第七条の二第一項、第二項若しくは第四項又は第二十条の二から第二十条の六までに規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる处分又は同法第二百二条第一項に規定する処分が行われた場合(当該処分が行われなかつたときは、当該違反行為について新私的独占禁止法第六十二条第四項において読

み替えて準用する新私的独占禁止法第五十条第一項の規定による通知（以下「事前通知」とい

（審決及び納付命令に関する経過措置）
う。）が行われた場合）における新私的独占禁止法第七条の二第二十五回に規定する特定事業承継子会社等について適用する。

場合における当該課徴金の額の計算についても、適用する。

第八条 (審決及び排除措置命令に関する経過措置)
新私的独占禁止法第二十条の二の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、平成二年三月三十日までに、

通知を受けた日から過り十年以内に平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第一条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は旧

独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第一号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場

合のものに限る。」を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

新私的独占禁止法第二十条の三の規定の適用について、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び

公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項
第四号に掲げる処分が最初に行われた日から溯
り十年以内（当該処分が行われなかつたとき

は、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第二号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第二号に規定する

行為に相当するものに限る。)について、旧独立行政法人の規制に関する命令を受けたこと。

があるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき

(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は曰く

（新）私的独占禁止法第二条第九項第三号に規定する行為に相当するものに限る。）について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき

(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新私的の独占禁止法第二十条の規定による命令であつて確定しているもの

4 新私的独占禁止法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる处分が最初に行われた日から遅り十年以内（当該处分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前知を受けた日から遡り十年以内）に、平成十八年一月改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（新私的独占禁止法第二条第九項第四

号に規定する行為に相当するものに限る。)について平成十八年一月改正前独占禁止法第四十八条第四項、第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)又は旧独占禁止法第十九条の規定に違反する行為(新私的独占禁止法第二条第九項第四号に規定する行為に相当するものに限る。)について旧独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるときがあるとき(当該命令が確定している場合に限る。)若しくは旧独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限る。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決又は命令を新私的独占禁止法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

(事業者団体届出に関する経過措置)

第九条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に生じた旧独占禁止法第八条第二項から第四項までに規定する事業者団体の成立、届出に係る事項の変更及び解散に係る届出については、なお従前の例による。

(合併、分割又は事業等の譲受けに関する経過措置)

第十一条 新独占禁止法第十条第二項及び第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日以後に行う株式の取得について適用し、同日前に行う株式の取得又は所有については、なお従前の例による。

2 施行日から起算して三十日を経過するまでに合併、共同新設分割、吸收分割又は事業等の譲受け（以下この項において「合併等」という。）をしようとする場合において、この法律の施行の際現に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）、第五条の二第二項若しくは第三項（これららの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十六条第二項（同条第五項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により当該合併等に関する計画を届け出なければならないとされていなかつたときについては、なお従前の例による。

（共同株式移転に関する経過措置）

第十二条 新独占禁止法第十五条の三第二項及び同条第三項において読み替えて準用する新独占禁止法第十条第八項の規定は、施行日から起算して三十日を経過した日前に行う共同株式移転については、適用しない。

（合併又は分割の無効の訴えに関する経過措置）

第十三条 施行日前に旧独占禁止法第十五条第二項（同条第四項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第五項又は第十五条の二第二項及び第三項（これらの規定を同条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに同条第七項において読み替えて準用する旧独占禁止法第十五条第五項の規定に違反して会社が合併、共同新設分割又は吸收分割をしたときににおける合併、共同新設分割又は吸收分割の無効の訴えについては、なお従前の例による。

（利害関係人の閲覧・謄写請求手続に関する経過措置）

第十四条 附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日前に旧独占禁止法第七十条の十五の規定によりされた事件記録の閲覧又は謄写の求めに対する処分については、なお従前の例による。（文書提出命令の特則についての経過措置）

第十五条 新私的独占禁止法第八十条から第八十三条までの規定は、施行日以後に提起された訴えについて適用し、施行日前に提起された訴えについては、なお従前の例による。（求意見制度についての経過措置）

第十六条 新独占禁止法第八十四条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定によ

る損害賠償に関する訴えについて適用し、同日前に提起された同条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

2 新私的独占禁止法第八十四条第二項において準用する同条第一項の規定は、附則第一条ただし書に規定する規定の施行の日以後に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償の請求について適用し、同日前に提起された訴えにおいて相殺のために裁判上主張された同条の規定による損害賠償の請求については、なお従前の例による。

(処分、手続等に関する経過措置)

第十七条 この法律(附則第一条ただし書に規定する規定については、当該規定。次条において同じ。)の施行前に旧独占禁止法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新独占禁止法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定があるものは、この附則に別段の定めがあるものを除き、新独占禁止法又はこれに基づく命令の相当の規定によつてしたものとのみなす。

(政令への委任)

第十八条 この法律の施行前にした行為及び附則第九条から第十一条までの規定によりなお従前のほか、この法律の施行に関する必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第二十条 政府は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の審判手続に係る規定について、全面にわたつて見直すものとし、平成二十一年度中に検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

2 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、新独占禁止法の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、新独占禁止法の規定について検討を加え、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

五 附 則 (平成二年一月十九日法律第
五一号) 拝
(施行期日)

第二条 (経過措置)
この法律の施行前にした行為及び前各項の規定によりなおその效力を有することとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。
7 前各項に定めるもののほか、この法律の施行に關する必要な経過措置は、政令で定める。
附 则 (平成二三年五月一五日法律第五
三号)
この法律は、新非訟事件手続法の施行の日から施行する。
附 则 (平成二四年三月三一日法律第二
三号) 抄
(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。
一 略
二 第一条中保険業法第百六条の改正規定、同法第百七条の改正規定、同法第百二十七条第一項の改正規定、同法第百三十五条第三項の改正規定、同法第百三十三条の四第二項第二号の改正規定、同法第百七十三条の五の改正規定、同法第百七十三条の四第二項第二号の改正規定、同法第百三十九条第二項を「第百三十九条第二項」に改める部 分及び「第百三十九条第二項」を「第百三十九条第一項中「移転先会社」とあるのは「加入機構」と、「第百三十五条第一項」とあるのは「第二百七十二条の四第八項」と、「第二百三十九条第二項」に改める部分に限る。、同法第二百七十二条の二十一第一項の改正規定、同法第二百七十二条の二十二第一項の改正規定、同法第三百三十一条の三第一項第二号の改正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六条号の改正規定並びに同法附則第一条の二第二項の改正規定、第二条中保険業法等の一部を改正する法律附則第二条第一項、第四項、第五項、第七項第一号、第十項正規定、同法第三百三十三条第一項第三十三号及び第四十六条号の改正規定、同法第百三十八条を「第百三十七条」とする規定、同法第三百三十八条を「第百三十九条」とする規定、同法附則第四条の見出し及び同法第一第五項及び「第百三十八条」に改める部分を除く。、同法附則第四条の見出し及び同法第一

項の改正規定、同条第二項の改正規定（同項の表第一百条の二の項を次のように改める部分を除く。）、同条第三項、第五項及び第六項の改正規定、同条第十一項の改正規定（新保険業法第二編第七章第一節）を「新保険業法第二編第七章第一節」に改める部分及び「新保険業法の規定」を「同法の規定」に改める部分に限る。）、同項の表百三十七条第五項の項の次に次のように加える改正規定、同表第三百三十三条第一項第十三号、第四十五号及び第四十六号の項の改正規定、同条第十二項から第十五項まで、第七項から第十九項まで及び第二十一項の改正規定、同法附則第四条の二の表第三百条第一項第八号の項の改正規定、同法附則第十五条の改正規定、同法附則第三十三条の二第一項の改正規定、同法附則第三十三条の三の改正規定、同法附則第十四条の二並びに第三十六条第一項及び第二項の改正規定、第三条の規定並びに次条第一項及び第三項、附則第三条第一項及び第二項、第四条、第五条、第八条（金融機関等の更生手続の特例等に関する法律（平成八年法律第九十五号）第三百二条の改正規定に限る。）並びに第九条から第十三条までの規定。　　公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日

第一条 (施行期日) この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、附則第十五条及び第六条の規定は、公布の日から施行する。
(施行日前に排除措置命令又は納付命令に係る通知があつた場合についての経過措置)

第二条 この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に一の違反行為について当該違反行為をした事業者又は事業者团体若しくはその構成事業者（事業者の利益のためにする行為を行う役員、従業員、代理人その他の者が構成事業者である場合には、当該事業者を含む。附則第十七条第一項において同じ。）の全部又は一部に對し改正前の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「旧法」という。）第十九条第五項（旧法第五十条第六項において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による通知があつた場合における当該違反行為を排除し又は当該違反行為が排除されたことを確保するために必要な措置を命ずる手続、課徴金の納付を命ずる手続、課徴金を徴収し又は還付する手続、審判手続（審判官の指定の手続を含む。次条及び附則第四条において同じ。）、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

（施行日前に独占的状態に係る審判開始決定書の謄本の送達があつた場合についての経過措置）

第三条 施行日前に旧法第五十五条第三項の規定による審判開始決定書の謄本の送達があつた場合における独占的状態に係る商品又は役務について競争を回復させるために必要な措置を命ずる手続、審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものについては、なお従前の例による。

（施行日前に認可の取消しに係る審判手続を開始した場合についての経過措置）

第四条 施行日前に旧法第七十条の十二第一項の規定により審判手続を開始した場合における審判手続、当該審判手続による審決の取消しの訴えに係る手続その他これらに類する手続として公正取引委員会規則で定めるものなお従前の例による。

第五条 改正後の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「新法」という。）第七条の二第一項（同条第二項において読み替えられて準用する場合を含む。）又は第四項の規定により課徴金の納付を命ずる場合において、当該事業者が、同条第一項、第二項又は第四項に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日（当該違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる处分又は同法第百二条第一項に規定する処分が最初に行われた日（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について新法第六十二条第四項において読み替えて準用する新法第五十条第一項の規定による通知（次条において「事前通知」という。）を受けた日）をいう。第三項において同じ。）から遡り十年以内に、旧法第五十一条第二項の規定による審決を受けたことがあるときは、当該審決を新法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新法第七条の二第七項及び第九項の規定を適用する。

第六条 新法第二十条の二の規定の適用について
は、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二条第九項第一号に該当するものに限る。）について旧法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第一条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるものを含む。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）は、当該審決を新法第二十条の二の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

2 新法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる处分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該处分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定に違反する行為（同法第二条第九項第二号に該当するものに限る。）について旧法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定による審決を新法第二十条の三の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

3 新法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内（当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内）に、同法第十九条の規定により違反する行為（同法第二条第九項第三号に該当するものに限る。）について旧法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における

ものを含む。)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決を新法第二十条の四の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

4 新法第二十条の五の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件について私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第一項第四号に掲げる処分が最初に行われた日から遡り十年以内(当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日から遡り十年以内)に、同法第十九条の規定に違反する行為(同法第二条第九項第四号に該当するものに限る。)について旧法第六十六条第四項の規定による審決(原処分の全部を取り消す場合のものに限り、附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされるものとみなす)を受けたことがあるとき(当該審決が確定している場合に限る。)は、当該審決を新法第二十条の五の規定による命令であつて確定しているものとみなす。

(排除措置命令等が確定した場合における損害賠償に関する訴えに関する経過措置)

第七条 施行日前に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあつては、旧法第五十条第一項に規定する納付命令)(旧法第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。次項において同じ。)又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後に確定した旧法第四十九条第一項に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあつては、旧法第五十条第一項に規定する納付命令)又は旧法第六十六条第四項の規定による審決に係る違反行為に係る私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第二十五条の規定による損害賠償に関する訴えについては、なお従前の例による。

(審判官に関する経過措置)

第八条 附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る

ものとみなす。

第三項の規定の適用については、同項中「局務」とあるのは、「局務(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十五年法律第二百号)附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例による)」とする。

2 旧法第三十五条第七項から第九項までの規定は、附則第二条から第四条までの規定によりなお従前の例によることとされる審判手続に係る事務が終了するまでの間は、なおその効力を有する。

(競争を回復させるために必要な措置を命ずる審決に関する規定の適用関係)

第九条 旧法第六十五条又は第六十七条第一項の規定による審決(当該審決が確定した場合に限る。)については、新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第六十八条及び第七十条の三による審決(附則第三条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項に規定する排除措置命令に違反する行為に対する過料についての裁判に違反する行為に対する過料についての裁判の手続に規定する裁判及び附則第十条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした同項の規定による審決(当該審決を含む。)が十五条又は同項の規定による審決を含む。)が確定した場合において、当該審決を受けた者が施行日以後においてこれに従わないときは、当該審決を新法第六十四条第一項に規定する競争回復措置命令であつて確定したものとみなして、新法第六十五条第三号、第九十二条、第五十条第一項第二号、第二項第二号及び第五项、第五十五条の二並びに第五十五条の三の規定を適用する。

(緊急停止命令に係る事件の手続に関する経過措置)

第十条 この法律の施行の際現に裁判所に係属している旧法第七十条の十三第一項及び旧法第七十条の十四第二項において準用する旧法第七十七条の七第一項に規定する事件の手続について

2 は、なお従前の例による。

(施行日前に認可申請の却下等の審決を受けた者に対する抗告訴訟に関する経過措置)

第十三条 施行日前に旧法又はこれに基づく命令の規定によつてした処分、手続その他の行為であつて、新法又はこれに基づく命令の規定に相当の規定によるものとみなす。

(罰則に関する経過措置)

第十四条 施行日前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第十五条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第十六条 政府は、公正取引委員会が事件について必要な調査を行う手続について、我が国における他の行政手続との整合性を確保しつつ、事件関係者が十分な防御を行うことを確保する観点から検討を行い、この法律の公布後一年を目途に結論を得て、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

2 第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律の施行前にした同項に規定する審決の取消しの訴えの出訴期間については、は、なお従前の例による。

(施行期日)

第一条 この法律は、行政不服審査法(平成二十六年法律第六十八号)の施行の日から施行する。

(附則)

第一条 この法律は、独立行政法人通則法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第六十六号)以下「通則法改正法」という。の施行の日から施行する。

(罰則に関する経過措置)

第二十九条 この法律の施行前にした行為及びこの法律による改正前の法律の規定による不服申立てに對する行政の裁決、決定その他不服申立てに対する行政の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為に係るものについては、この附則に特別の定めがある場合を除き、なお従前の例による。

(訴訟に関する経過措置)

第五条 行政庁の処分その他の行為又は不作為についての不服申立てであつてこの法律の施行前にされた行政の処分その他の行為又はこの法律の施行前にされた申請に係る行政の不作為に係るものについては、この附則に別段の定めがあるものとされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないこととされる事項であつて、当該不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したもの(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

第六条 この法律による改正前の法律の規定により不服申立てに對する行政の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ訴えを提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを(当該不服申立てが他の不服申立てに対する行政の裁決、決定その他他の行為を経た後でなければ提起できないとされる場合にあつては、当該他の不服申立てを提起しないでこの法律の施行前にこれを提起すべき期間を経過したものを含む。)の訴えの提起については、なお従前の例による。

2 この法律の規定による改正前の法律の規定による改正後の法律の規定により審査請求に対する裁決を経た後でなければ取消しの訴え提起することができないこととされるものの

取消しの訴えの提起については、なお従前の例による。

不服申立てに対する行政手の裁決、決定その他の行為の取消しの訴えであつて、この法律の施行前に提起されたものについては、なお従前の例による。(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為並びに附則第五条及び前二条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(その他の経過措置の政令への委任)

附則第五条から前条までに定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (平成二十八年一二月一六日法律第
一〇八号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定が日本国について効力を生ずる日(第三号において「発効日」という)から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第九条の規定 公布の日

(罰則に関する経過措置)

第八条 この法律前にした行為及び附則第五条の規定によりなお従前の例によることとされる場合における施行日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。(政令への委任)

第九条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置(罰則に関する経過措置を含む)は、政令で定める。

**附 則 (平成三〇年七月六日法律第七〇
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

第二条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

**附 則 (令和元年五月三一日法律第一六
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して九月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(行政手の行為等に関する経過措置)

第二条 この法律(前条各号に掲げる規定にあつては、当該規定。以下この条及び次条において同じ。)の施行の日前に、この法律による改正

第二条 (施行期日)

この法律は、公布の日から起算して三月を経過した日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第七百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二百四十三条の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条

二 第三条、第四条、第五条(国家戦略特別区域法第十九条の二第一項の改正規定を除く。)、第二章第二節及び第四節、第四十一条(地方自治法第二百五十二条の二十八の改正規定を除く。)、第四十二条から第四十八条まで、第五十条、第五十四条、第五十七条、第六十条、第六十二条、第六十六条から第六十九条まで、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定を除く。)、第七十六条、第七十七条、第七十九条、第八十条、第八十二条、第八十四条、第八十七条、第八十八条、第九十条(職業能力開発促進法第三十条の十一第二項第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十一条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十七条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十六条、第十七条、第二十条、第二十一条及び第二十三条から第二十九条までの規定

三 起算して六月を経過した日

前の法律又はこれに基づく命令の規定(欠格条項その他の権利の制限に係る措置を定めるものに限る。)に基づき行われた行政手の処分その他の行為及び当該規定により生じた失職の効力については、なお従前の例による。

二 第四十条、第五十九条、第六十一条、第七十五条(児童福祉法第三十四条の二十の改正規定に限る。)、第八十五条、第一百二条、第一百四十三条、第一百四十九条、第一百五十二条、第七百五十四条(不動産の鑑定評価に関する法律第二百四十三条の改正規定に限る。)及び第一百六十八条並びに次条並びに附則第三条

三 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(罰則に関する経過措置)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和元年六月二六日法律第四五
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中の私的の独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下「独占禁止法」という。)第七条の二第七項、第九十四条の二並びに第九十五条第一号の改正規定を除く。)、第九十五条、第九十六条、第九十八条から第一百条まで、第一百四条、第一百八条、第一百九条、第一百十二条、第一百三十三条、第一百三十五条、第一百三十一条、第一百三十九条、第一百六十一条から第一百六十三条まで、第一百六十六条、第一百六十九条、第一百七十七条、第一百七十二条(フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律第二十九条第一項第一号の改正規定に限る。)並びに第一百七十三条並びに附則第十二条、第十三条及び第十五条の規定

二 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び次条の規定

三 第二条 第一条の規定による改正後の独占禁止法(延滞金に関する経過措置)

の二第二項若しくは第二十条第二項に規定する違反行為については、第二条の規定による改正後の独占禁止法(以下「新独占禁止法」という。)第七条第二項(独占禁止法第八条の二第二項及び第二十条第二項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。)の規定にかかるらず、新独占禁止法第七条第二項に規定する措置を命ずることができない。

(課徴金に関する経過措置)

政府は、会社法(平成十七年法律第八十六号)及び一般社団法人及び一般財團法人に関する法律(平成十八年法律第四十八号)における法人の役員の資格を成年被後見人又は被保佐人であることを理由に制限する旨の規定について、この法律の公布後一年以内を目途として検討を加え、その結果に基づき、当該規定の削除その他の必要な法制上の措置を講ずるものとする。

(検討)

この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

**附 則 (令和元年六月二六日法律第四五
号) 抄**

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び次条の規定

二 第一条(前号に掲げる改正規定を除く。)及び次条の規定

三 第二条 第一条の規定による改正後の独占禁止法(延滞金に関する経過措置)

第六条 施行日前に既になくなつてゐる施行日前にかかるわらづ、課徴金の納付を命ずることがで
きない。

は なお従前の例による。
施行日前違反行為（旧独占禁止法第七条の二
第一項若しくは第二項又は第八条の三に規定す

とあるのは、(一)当該事業活動を行つた日が、当該事業者に対し当該違反行為について第四十七条第一項第一号、第三号若しくは第四号に掲げる処分、第一百一条第一項若しくは第二項に規定する処分又は第三百三条の三各号に掲げる処分が最初に行われた日(当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知(第六項に規定する事前通知をいう。)を受けた日)の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)の施行の日(以下この項において「改正法施行日」という。)の三年前までの日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日)から改正法施行日の前日までの期間(二とする。

(二)施行日前違反行為(旧独占禁止法第七条の二第四項に規定するものに限る)として開始された行為であつて、施行日以後になくなつたも

4
すれか遅い日)から改正法施行日の前日までの期間(「とする。

(第三号若しくは第四号に掲げる处分、第一百二十三条の第一項若しくは第二項に規定する处分又は第一百三十二条の三各号に掲げる处分が最初に行われた日(当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知(第六項に規定する事前通知をいう。)を受けた日)の十年前の日前であるとき、又は私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第四十五号)の施行の日(以下この項において「改正法施行日」という。)の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日)から改正法施行日の前日までの期間(一とする。)

施行日前違反行為(旧独占禁止法第二十条の

5 施行日前に旧独占禁止法第七条の二第十項第一号（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）、第十一項第一号から第三号まで（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）又は第十二項第一号（旧独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定により事実の報告及び資料の提出を行つた事業者の課徴金の額の減額及び課徴金の納付の免除については、新独占禁止法第七条の四から第七条の六まで（これらの規定を新独占禁止法第八条の三において読み替えて準用する場合を含む。）の規定にかかるらず、なお前述の例による。

第七条 新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、私の独占の禁止及

して第四十七条第一項第一号(第三号又は第四号)に掲げる処分が最初に行われた日(当該事業者に対し当該処分が行われなかつたときは、当該事業者が当該違反行為について事前通知を受けた日の十年前の日前であるとき、又は改正法施行日の三年前の日前であるときは、当該十年前の日又は当該三年前の日のいずれか遅い日)から改正法施行日の前日までの期間」とす

のは、「当該行為を行つた日が、当該事業者に
対し当該違反行為について第四十七条第一項第
一号、第三号又は第四号に掲げる処分が最初に
行われた日（当該事業者に対し当該処分が行わ
れなかつたときは、当該事業者が当該違反行為
について事前通知（第七条の二第六項に規定す
る事前通知をいう。以下この章において同じ。）
を受けた日）の十年前の日前であるとき、又は
私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法
律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十
五号）の施行の日（以下この章において「改正
法施行日」という。）の三年前の日前であると
きは、当該十年前の日又は当該三年前の日のい
ずれか遅い日）から改正法施行日の前日までの
期間」と、第二十条の三から第二十条の五まで
の規定中「から当該行為がなくなる日までの期
間（当該期間が三年を超えるときは、当該行為
がなくなる日から遡つて三年間とする。）」とあ
り、及び第二十条の六中「から当該行為がなくな
る日までの期間（当該期間が三年を超えると
きは、当該行為がなくなる日からさかのぼつて
三年間とする。）」とあるのは、「当該行為を行
つた日が、当該事業者に対し当該違反行為につ
いて第四十七条第一項第一号、第三号又は第四

第八条 新獨占禁止法第七条の二第一項又は第七

3 新独占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、新独占禁止法第七条の三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に該当する行為をした場合（施行日以後にした場合に限る。）における当該行為に係る違反行為のうち施行日前に行われたものについての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

2 新獨占禁止法第七条の二第一項に規定する違反行為をした事業者が、新獨占禁止法第七条の三第二項第三号ハ又はニに規定する行為に相当する行為をし、かつ、施行日前に既に当該行為がなくなっている場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律(平成二十一年法律第五十一号。以下この項及び次条第三項において「平成二十一年独占禁止法改正法」という。)の施行の日前に新設された独占禁止法第七条の三第二項第一号、第二号又は第三号イ若しくはロに規定する行為に相当する行為をし、かつ、平成二十一年独占禁止法改正法の施行の日前に既に当該行為がなくなつてゐる場合における当該行為に係る違反行為についての課徴金の額の計算については、同項及び同条第三項の規定は、適用しない。

定による命令であつて確定しているものとみなすして、新独占禁止法第七条の三第一項（新独占禁止法第七条の九第三項又は第四項において読み替えて準用する場合を含む。以下この項及び次項において同じ。）及び第三項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社（新独占禁止法第二条第三項に規定する完全子会社をいう。以下この項及び次項において同じ。）（当該命令又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）、当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対しても当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該命令又は審決（当該譲渡又は分割については、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、私的の独占譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。）を受けた場合における、当該事業者についての新独占禁止法第七条の三第一項及び第三項の規定の適用についても、同様とする。

新独占禁止法第七条の九第二項に規定する違反行為をした事業者が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成二十一年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法（次条において「平成二十一年改正前独占禁止法」という。）第七条の二第六項第一号に規定する命令、通知若しくは審決又は同項第二号に規定する命令、通知若しくは審決を受けたことがあるときは、当該命令を新独占禁止法第七条の二第一項又は第七条の九第一項若しくは第二項の規定による命令であつて確定しているものと、当該通知を新独占禁止法第七条の四第七項又は第七条の七第三項の規定によると通知と、当該審決を新独占禁止法第六十三条第二項の規定による決定とみなして、新独占禁止法第七条の九第四項において読み替えて準用する新独占禁止法第七条の三第一項の規定を適用する。当該事業者の完全子会社（当該命令、通知又は審決を受けた日において当該事業者の完全子会社である場合に限る。）当該事業者の合併の相手方である他の事業者たる法人、当該事業者に対して当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割により当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を承継させた他の事業者たる法人が、当該違反行為に係る事業の全部若しくは一部を譲渡した他の事業者たる法人又は当該事業者に対して分割（当該譲渡又は分割については、当該譲渡又は分割がされた事業に係るものに限る。）を受けた場合における、当該事業者についての同項の規定の適用についても、同様とする。

改正前独占禁止法第二十条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）、若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）、又は平成二十五年改正前独占禁止法第十九条の規定に違反する行為（同号に該当するものに限る。）について平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）を受けて確定しているものとみなす。当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

新独占禁止法第二十条の三の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とする。

令を新独占禁止法第二十条の四の規定の適用についても、同様とする。

3 新独占禁止法第二十条の四の規定の適用については、当該事業者が、同条に規定する違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十一年以内に、平成十七年改正前独占禁止法第十九条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）について平成十七年改正前独占禁止法第五十三条の三若しくは第五十四条の規定による審決を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）について平成二十二年改正前独占禁止法第十九条の規定による命令を受けたことがあるとき（当該命令が確定している場合に限る。）若しくは平成二十一年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）又は平成二十五年改正前独占禁止法第六十六条第四項の規定による審決（原処分の全部を取り消す場合のものに限る。）を受けたことがあるとき（当該審決が確定している場合に限る。）が、当該違反行為に係る事件についての調査開始日から遡り十年以内に、当該審決又は命令を受けた場合における、当該事業者についての同条の規定の適用についても、同様とす。

(政令への委任)

第七条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置（罰則に関する経過措置を含む。）は、政令で定める。

附 則（令和六年六月一九日法律第五八号）抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 附則第五条、第六条及び第八条の規定 公布の日

(政令への委任)

第八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に關し必要な経過措置は、政令で定める。

(政令への委任)